

史跡伊勢堂岱遺跡保存管理計画



秋田県北秋田市教育委員会

序

史跡伊勢堂岱遺跡は縄文時代の大規模な祭祀の場で、4つの環状列石が発見されている国内でも他に例のない遺跡です。

この遺跡は市民の宝として後世に伝えるため、ガイダンス施設として建設した伊勢堂岱縄文館を核として、保存活用を図ってまいりました。しかしながら、史跡を取り巻く環境も刻一刻と変化しつつあります。

そこで、史跡の保存管理と活用のあり方を検討し、この計画を策定いたしました。

本計画策定にあたり、御指導・御協力下さいました整備検討委員会の委員各位、文化庁文化財部記念物課、秋田県教育庁をはじめとする関係各位・機関に対しまして、深く感謝を申し上げますとともに、今後も史跡の保存・活用に一層の御指導を賜りますよう、お願い申し上げます。

平成31年3月

北秋田市教育委員会

教育長 佐藤 昭洋

例 言

1. 本書は、秋田県北秋田市脇神字伊勢堂岱に所在する「史跡伊勢堂岱遺跡（しせき いせどうたいいせき）」の保存管理計画書である。平成28年3月に策定したものを一部改定し、製本した。
2. 本事業は、史跡伊勢堂岱遺跡整備検討委員会の指導のもと、北秋田市教育委員会に事務局を置き実施した。事業の実施に当たっては、文化庁文化財部記念物課、秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室の指導・助言をいただいた。
3. 本書の執筆及び編集は、北秋田市教育委員会生涯学習課 榎本剛治が行った。
4. 本書において策定した内容は、今後の史跡を取り巻く社会的環境等の変化により、再検討や修正の必要が生じた場合、順次見直しを行うこととする。

目 次

第1章 目的と経過	7
第1節 目的	7
第2節 計画策定の経緯	7
第3節 史跡伊勢堂岱遺跡整備検討委員会の設置と経緯	8
第4節 計画の位置付け	8
第5節 関連する既往計画	9
5-1 『国指定史跡伊勢堂岱遺跡整備基本計画』（平成19年3月）の概要	9
5-2 『北秋田市歴史文化基本構想』（平成23年3月）の概要	16
5-3 『伊勢堂岱遺跡景観計画』（平成27年12月）の概要	20
第6節 計画の実施	27
第2章 史跡の概要	28
第1節 遺跡の概要	28
(1) 自然的環境	28
(2) 歴史的環境	28
(3) 社会的環境	33
(4) 景観	33
第2節 指定に至る経緯と調査成果	34

第3節	指定の状況	36
(1)	指定告示	36
(2)	指定範囲	37
第4節	指定後の調査成果	38
第5節	指定地の状況	38
第3章	史跡の本質的価値	40
第1節	遺構と遺物	40
(1)	主な検出遺構	40
(2)	主な出土遺物	47
(3)	史跡の本質的価値	48
第2節	指定後に追加された価値の評価	49
(1)	環状列石以外の新たな出土遺構	49
(2)	自然科学的分析	49
(3)	関連遺跡との比較	49
(4)	石材調査	52
第3節	史跡における構成要素	55
(1)	史跡の価値を構成する要素	55
(2)	その他の諸要素	56
(3)	周辺地域の要素（史跡外）	56
第4章	現状と課題	59
第1節	保存	59
第2節	公開活用	60
第3節	整備	63
第4節	運営・体制	71
第5章	保存管理計画の目標と基本方針	72
第1節	保存管理の目標	72
第2節	保存管理の基本方針	72
(1)	構成要素の保存管理	72
(2)	周辺環境の保全	72
(3)	経過観察の強化	72
(4)	公開・活用の推進	72
(5)	整備の方向性	73
(6)	運営方針及び体制の確立	73
第6章	保存管理	74

第1節	保存管理の方向性	74
(1)	保存管理の方法	74
(2)	文化財保護法による現状変更の制限	74
(3)	保存への取り扱い方針及び取り扱い基準	74
第2節	具体的な施策	75
(1)	保存管理の徹底	75
(2)	監視体制の構築	75
(3)	異常が認められたときの対応	75
(4)	災害対策	75
(5)	景観保全	75
第3節	史跡周辺における保存管理の方向性	76
(1)	史跡周辺の設定	76
(2)	周辺地域の法規制	76
(3)	住民生活との調整	76
(4)	関連団体との連携	76
第4節	史跡周辺の具体的な施策	76
(1)	『伊勢堂岱遺跡景観計画』及び『伊勢堂岱遺跡景観条例』の制定と運用	76
(2)	地域住民の合意形成	76
(3)	関連団体との連携・協働	77
第7章	今後の整備、公開活用の推進	78
第1節	基本方針	78
(1)	構成資産の関連性を考慮した普遍的価値の伝達	78
(2)	歴史的事実に基づく真実性の担保	78
(3)	適切な公開・活用施設の設置	78
(4)	国内外からの観光客への対応	78
(5)	市民参加の整備・活用	78
第2節	整備方法	78
(1)	中期的な整備方法	79
(2)	長期的な整備方針	79
第3節	公開活用の方法	79
(1)	学校教育における活用	80
(2)	社会教育における活用	80
(3)	観光振興	80
(4)	現代に生きる史跡へ	80
第8章	運営・体制の整備	82
第1節	保存管理体制の整備と役割分担	82

(1) 北秋田市	82
(2) 文化庁及び秋田県	82
(3) 地域住民・市民ボランティア団体	82
第2節 地域住民等と行政の連携・協働	82
(1) 行動計画	82
(2) 目標の共有	83
第3節 地域住民の参加と仕組み	83
(1) 伊勢堂岱遺跡ワーキンググループ	83
(2) 市民・行政の協働の具体例	83
(3) 現状と課題	83
第4節 持続的運営のための定期的確認	83
(1) 現状と課題	83
(2) 将来の展望	83
第9章 事業計画の策定と実施	85
第1節 計画の策定・実施	85
第2節 進行管理と見直しへの対応	85
第10章 経過観察の実施	86
第1節 方向性	86
第2節 方法と観察指標	86
(1) 保存	86
(2) 活用	87
(3) 整備	87
(4) 管理体制	88

第1章 目的と経過

第1節 目的

この計画は、史跡伊勢堂岱遺跡（以下、本史跡という。）を適切に保存するための方策と、今後の活用についての指針となるものである。史跡を適切に保存し活用することで、次世代に継承することが可能となる。

伊勢堂岱遺跡（以下、本遺跡という。）は、北秋田市脇神伊勢堂岱に位置する縄文時代後期前葉（約4,000年前）の環状列石を主体とする遺跡で、これまで4つの環状列石をはじめ、配石遺構、掘立柱建物跡、土坑墓、柱穴、溝状遺構等を検出している。平成13年1月に約16万m²が国の史跡に指定された。

また、本遺跡はユネスコ世界遺産暫定一覧表「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」を構成する遺跡の一つであり、文化財保護法により適正かつ厳重な保存措置が講じられている。また、その範囲内の周辺地区は緩衝地帯として『史跡伊勢堂岱遺跡景観計画』（平成27年12月策定）や関連条例等により、包括的な保全に向けた環境づくりを進めている。

そこで、『史跡伊勢堂岱遺跡保存管理計画』（以下、本保存管理計画という）は、本史跡の価値を損なうことなく、適切に保存・管理し、次世代に継承することを目的として、基本方針や保存管理の具体的な施策、経過観察の実施、管理体制の整備等により構成されている。

第2節 計画策定の経緯

平成13年に国指定史跡となった本遺跡について、平成9年に『伊勢堂岱遺跡調査指導委員会』を設置し、平成15年3月に『伊勢堂岱遺跡整備基本構想』、平成19年3月に『伊勢堂岱遺跡整備基本計画』を策定した。また、史跡範囲の土地所有権が個人にあったことから、史跡の保存・活用及び整備を円滑に進めるため、平成17～19年度にかけて、北秋田市による土地の公有地化が進められた。

平成23年には、『北秋田市歴史文化基本構想』を策定し、本史跡に関する文化財の状況や景観との関連性を挙げながら、保存理念や保存区域の設定等を行った。また、「史跡伊勢堂岱遺跡整備検討委員会」を設置し、当初計画では、平成23～27年度の5ヶ年計画で国庫補助「国宝重要文化財等保存整備費補助金」を受け、「伊勢堂岱遺跡見学環境整備事業」に着手した。途中、財政的な課題もあり計画を変更しながら、ガイダンス施設や駐車場を含めた総合的な整備を進め、平成29年度に事業を終了した。

さらに、本史跡は、世界遺産暫定一覧表「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」を構成する遺跡の一つであることから、他遺跡の保存管理計画との包括的な整合性や、史跡の周辺に行為規制を伴う緩衝地帯の設定が求められている。そこで平成27年に、特に史跡の緩衝地帯において、史跡と一体となった地域の特色ある景観を保全・継承し、一体的に健全な発展に寄与することを目的として、『伊勢堂岱遺跡景観計画』（P15参照）を策定するとともに、「北秋田市伊勢堂岱遺跡景観条例」を制定したのである。

このような経緯を踏まえ、本保存管理計画は、継続して取り組んできた整備や活用、維持・

管理等に関する理念や方針、具体的な方法等を明示するとともに、これまでの課題を踏まえ、適切な維持・管理等に向けた方策を示したものである。

第3節 史跡伊勢堂岱遺跡整備検討委員会の設置と経緯

本保存管理計画においては「史跡伊勢堂岱遺跡整備検討委員会（以下、検討委員会）」を平成23年度に設置し、指導・助言を求めた。整備検討委員は考古学、植物学、保存科学、博物館学等の専門家であり、下記のように構成され、事業が終了した平成29年度に解散した。

- 小林 達雄委員長（國學院大學名誉教授 考古学）
- 富樫 泰時副委員長（元秋田県立博物館長 考古学）
- 熊谷 常正委員（盛岡大学社会文化学科教授 考古学）
- 鈴木 三男委員（東北大学名誉教授 植物・植生学）
- 蒔田 明文委員（秋田県立大学生物資源科学部教授 生態学・環境教育学）
- 澤田 正昭委員（東北芸術工科大学文化財保存修理センター長・教授 保存科学）
- 金山 喜昭委員（法政大学キャリアデザイン学部教授 博物館学）
- 藤本 幸雄協力員（第四紀学会員・元秋田県立秋田西高等学校教諭 岩石学）

第4節 計画の位置付け

『本保存管理計画』は、本史跡の現状を把握し、極めて良好な保存状況を維持するための行動計画であり、国内で文化財保存のために通常策定している保存管理計画の視点（指定地の概要、現状変更許可基準の設定等）に加え、世界遺産としての「顕著な普遍的価値への貢献」や「緩衝地帯」を含む区域の設定、事業計画等について記載するものである。加えて、経過観察や監視体制等についても言及し、見学環境整備後の保存・活用を推進するためにも、重要な計画である。

本保存管理計画は、本史跡が「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」の構成資産の一つであり、各構成資産相互の関係を明確にした『包括的保存管理計画』との整合が不可欠である

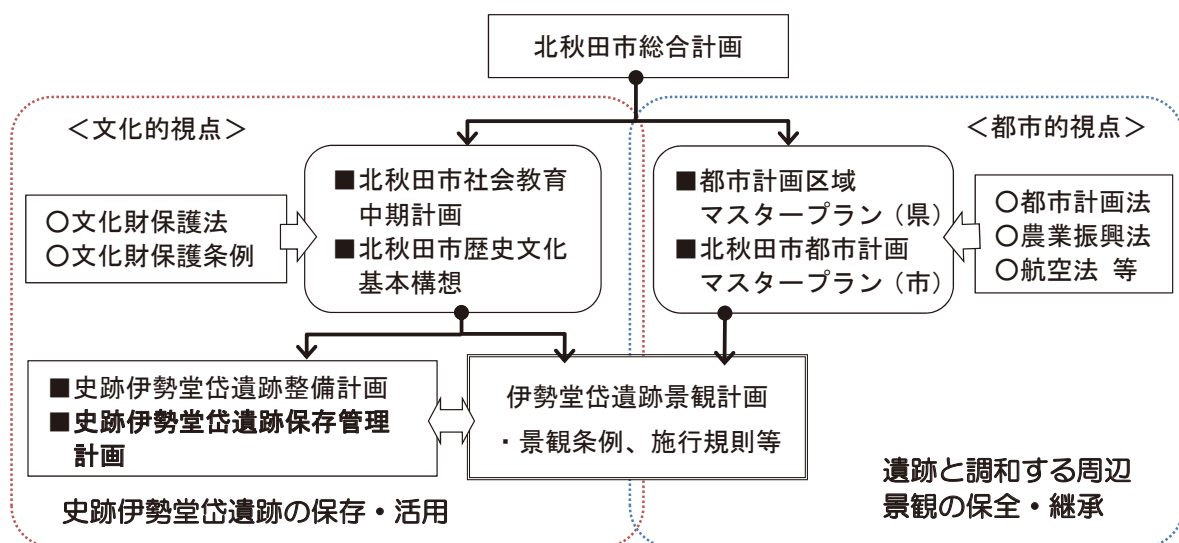


図1 北秋田市における本計画の位置付け

ことから、文化庁が平成20年3月にまとめた「世界文化遺産の登録推薦に向けた包括的保存管理計画の策定について（中間報告）」を参考にしている。

本史跡の保存管理を計画的に推進していくためには、本市の各行政計画との整合を図りながら、適正な進行管理の実施と推進体制の確立を図ることが求められる。『北秋田市総合計画』（平成18年策定）や『後期計画』（平成22年策定）では、「文化財保護と活用」の中で「伊勢堂岱遺跡の周辺地域の整備」として調査経過を踏まえた上で学習施設を含めた総合的な整備方針を述べている。また、『北秋田市歴史文化基本構想』では、「国史跡伊勢堂岱と縄文遺跡群」として、市内に所在する関連文化財群の一つに指定し、本遺跡の保存活用区域と、保存活用計画の骨子を提示している。このほか、『史跡伊勢堂岱遺跡景観計画』や『北秋田市都市計画マスタープラン』などとの整合を図ることも求められている。

今後、本史跡の世界遺産登録の実現や適切な保存・管理、活用を推進していくにあたり、庁内はもとより、関係自治体や保存に関わる各組織、市民団体などとの更なる連携・協働は不可欠であり、本保存管理計画を軸に据えた、効率的かつ効果的な施策の展開を図ることが重要である（図1）。

第5節 関連する既往計画

本遺跡に関連する計画としては、『国指定史跡伊勢堂岱遺跡整備基本計画』、『北秋田市歴史文化基本構想』、そして『伊勢堂岱遺跡景観計画』を挙げることができる。ここでは抜粋して取り上げる。

5-1 『国指定史跡伊勢堂岱遺跡整備基本計画』（平成19年3月）の概要

（1）全体計画

1）全体計画の理念

次の理念を踏まえて、地域のシンボルとして誇りに思えるような史跡になるよう、以下のような基本方針を基に、積極的に保存・活用を図る。

- ①文化財の保護
- ②真実性の追求
- ③歴史的景観の創出と保存
- ④活用を留意した計画
- ⑤市民参加の整備・活用

2）活用の概念と計画

下記のような活用のための概念（5Mコンセプト）を提示した上で、次のような具体的な事業を提案する。

- ① MEMORIAL（メモリアル：記念、思い出）次世代への伝承
- ② MONUMENT（モニュメント：記念物）本質的価値の顕在化
- ③ MESSAGE（メッセージ：情報）情報の発信拠点
- ④ MIND（マインド：心）縄文の心を体感
- ⑤ MAKE（メイク：つくる）史跡とまちづくり

3) 地区区分計画

史跡を有効に活用するために、範囲確認調査の成果や現況の植生、周辺の環境を考慮した上で、次のような地区区分を行う（本計画 P11 参照）。

4) 土地利用計画

舌状台地の周辺部は急勾配の斜面で、その崩壊を防ぐため樹林帯を保護する必要がある、急峻な崖部分については特別の対策を講じる必要がある。

台地西北部には環状列石が集中しているので、この地区をはじめに整備し、遺構を保護しながら一般に公開する。その他の地区は針葉樹林で覆われているので、木を少しずつ伐採し、斜面周辺部に落葉広葉樹を植栽し縄文時代の植生復元を図る。

5) 施設配置計画

史跡内は縄文時代の佇まいを創出するために東屋等を含めた現代的な施設は配置しないこととする。道案内等も必要最小限とし、その代わりに持ちやすい史跡案内パンフレットを充実させる。史跡の説明の補足ができるように、指定地外にガイダンス施設を設ける。また、史跡を積極的に活用するために体験学習施設や、史跡案内ボランティアの控え室等もガイダンス施設内に設け、史跡全体を維持管理していくための必要な諸室も設ける。

便所については、ガイダンス内に設け遺跡内には当面設けないこととする。催し等の際にはレンタルトイレ等を適宜設けることとする。長期計画の地区にある奥の平場等を活用する次期にはその目的に応じた施設計画を行うこととする。

6) 修景計画

伊勢堂岱遺跡は標高約 40 ～ 45 m に位置することからも、遺跡からみる眺望は絶景であり、特に環状列石が集中する北西側では、白神山地をはじめとした周辺の山々を望むことができる。近年の縄文文化研究において、環状列石などの記念物構築が景観、天体の運行と深い関わりがあることを指摘していることから、環状列石から山々が一望できる修景計画が必要とされる。

このようなことから、遺跡周辺の山々を望めるように、環状列石ゾーンの北側におけるスギ林の伐採を先行して行い、景観を確保する。

7) サウンドスケープ

史跡はマツリ場として考えられている。当時のマツリを復元することは難しいが、様々な民族例からも楽器が使われた見込みがある。また、縄文時代には様々な楽器が調査で出土していることから、音の存在は無視できない。

このようなことから、史跡の中における音の存在を表現するものとしてサウンドスケープを計画し、縄文風をイメージした音楽を作成し、史跡内でその音を感じるような演出を図る。

8) 植栽計画

遺跡としての緑地空間の整備方針は、以下の2つの大きな方針に沿って行う。

○遺跡当時の風景をイメージさせるように、自然植生にそった緑地の整備

○遺跡を見やすく、遺跡に親しみやすく、園路を使いやすいような緑地の整備

緑地の復元は時間がかかるため、当面は整備の段階を短期、中期、長期と3段階で行う。

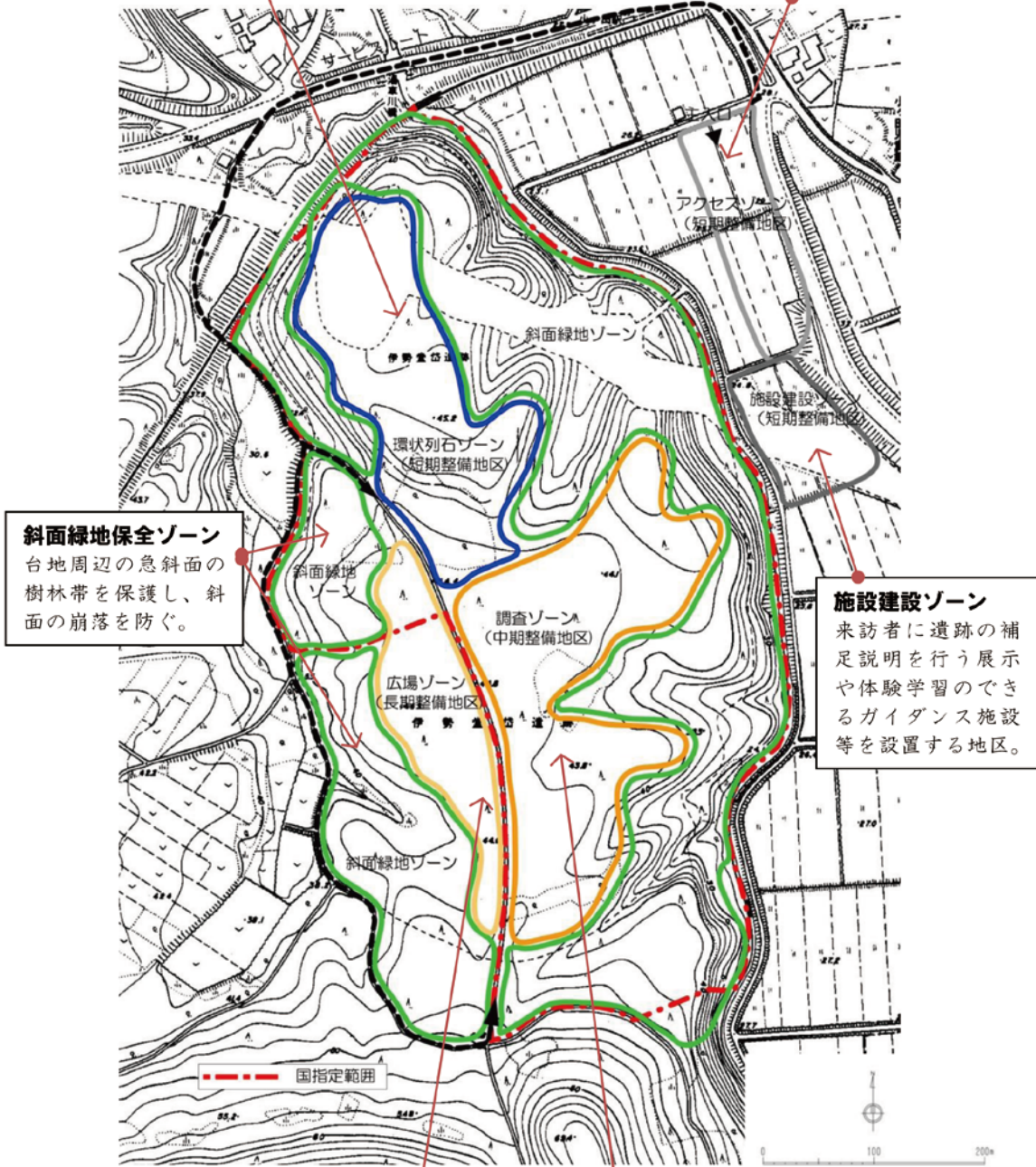
①遺跡当時の風景をイメージさせるように、自然植生にそった緑地を復元する。既存の緑地

環状列石ゾーン

環状列石や配石などが集中する北部地区で、第一期環境整備区域。

アクセスゾーン

遺跡への進入ゾーンで、県道からの進入路、駐車場等の設置をする地区。秋田内陸縦貫鉄道小ヶ田駅や大館能代空港といった交通機関を活かした動線づくりを目指す。



斜面緑地保全ゾーン

台地周辺の急斜面の樹林帯を保護し、斜面の崩落を防ぐ。

施設建設ゾーン

来訪者に遺跡の補足説明を行う展示や体験学習のできるガイダンス施設等を設置する地区。

広場ゾーン

遺構の密度は比較的少なく、史跡指定地外である。将来は屋外での体験学習や憩いの場として確保する。

調査ゾーン

小規模な配石遺構や、土坑墓が散在している部分。未だ内容確認調査が実施されていない部分で、全体像が解明できるまで検出した遺構の表示にとどめる。

地区区分計画図

は上記のように、20世紀に行われたスギの植林で、その大部分を覆われてしまっているのに、遺跡があった当時の自然植生である落葉広葉樹林へ戻すようにしていくのが望ましい。

②遺跡を見やすく、遺跡に親しみやすく、園路を使いやすいように緑地の整備を行う。特に遺跡および遺跡周辺、園路等は、見学も考慮し、草地空間を効果的に使った緑地をつくるようにする。

9) 園路計画

遺跡へのアクセス	遺跡にアクセスするために、指定地東側の県道からアクセスゾーンにいたる主進入路を設ける。主進入路は、大型バスが通行可能な道路とする。また、秋田内陸縦貫鉄道小ヶ田駅からの歩行者用の進入路も整備する。
遺跡へのルート	アクセスゾーン及びガイダンス施設ゾーンから遺跡内へのルートは、現在進入路として使用しているかつての県道予定地を取りやめ、台地東側の沢からのルートを整備する。道は歩行者専用の園路とし、山道のような自然な仕上げとする。
遺跡内の園路	遺跡内平坦部は縄文時代の佇まいを創出するため全体に草地とし、人工的な園路は原則としてつぐらないこととする。
サービスルート	台地上の遺跡内平坦部に上がるサービス用ルートは、北西側の既存のルートを整備し使用する。高齢者や体の不自由な方のため、もしくは緊急車や管理用車の出入りに使用する。 将来長期計画地区の整備にあたっては、台地下西側の道路を整備するか、南側からのサービス用導入路を検討する。

10) サイン計画

遺跡への導入サイン	遺跡へのアクセス道路となる県道や、最寄り駅のJR鷹ノ巣駅、大館能代空港にサインを適宜設置させてもらい、遺跡の周知を図る。
遺跡の案内サイン	アクセスゾーンに遺跡の総合説明と案内を兼ねたサインを設置する。周辺の遺跡案内や観光案内を含めたサインとする。
遺跡の入り口サイン	遺跡の入り口に遺跡の名称板を設置する。
遺跡内のサイン	基本的には縄文時代の景観を彷彿とさせるため、遺跡内には景観を損ねる説明板等は設置しないが、分かりにくいところに設置する場合は低く抑えられたサインで対応する。
遺跡内の道案内用サイン	見通しのきく平坦部では道案内も必要ないので、沢より出口などの分かりにくいところに誘導サインを設置する。
禁止サイン	管理上の注意事項は遺跡に入る前にわかるようにサインを設置する。

(2) 保存整備計画の内容

1) 基本方針

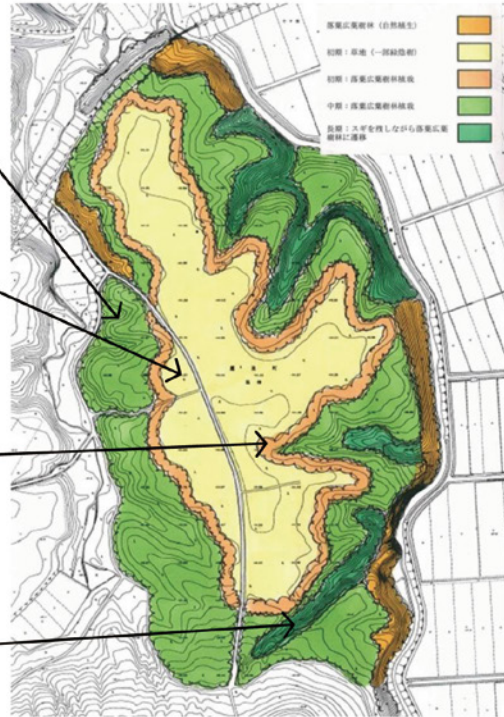
本史跡には環状列石や配石遺構が数多く発見されている。これらは人々に広く親しまれると同時に、長く後世に引き継がれるように保存を図る。遺跡全体を保存するための基本方針は次

遺跡範囲に近いところから順に、スギ林を徐々に落葉広葉樹林に変えていく。

広場および周辺は草地に整備する。

広場周辺はクリ、ミズナラ等の落葉樹林を整備する。

急斜面のスギ林の中に空地をつくり、落葉広葉樹林を自然につくるようにする。



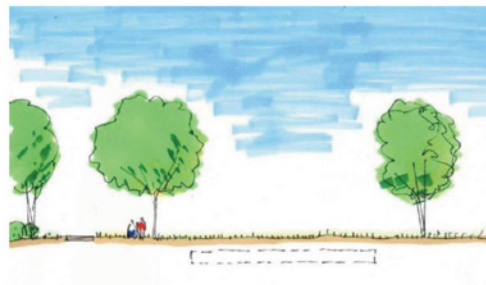
<初期>

遺跡周辺は草地の仕上げとし、適宜、落葉広葉樹の大木を緑陰と景観のために点在させる。
また、広場周囲のスギ林は幅 20m 程度の部分で伐採し、クリやミズナラ等の落葉広葉樹林に植栽していく。



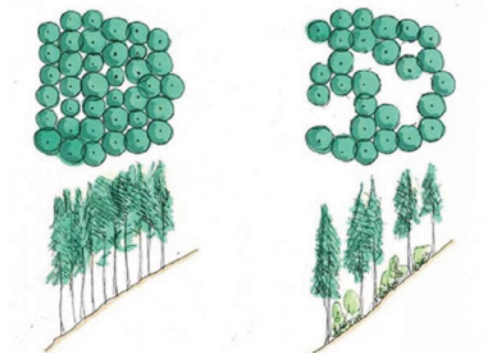
<中期>

ややゆるい斜面の、20m幅以降のスギ林も順次クリ、ミズナラの落葉広葉樹林に植栽変更していく。



<長期>

急斜面に植栽されたスギ林は、伐採してしまうと、地面が崩壊してしまう恐れがあるため、間伐を行うように、適宜、林内に空地をつくり、光を入れることにより次世代の落葉広葉樹の育成を図っていくようにしむけ、長い年月をかけて落葉広葉樹林に移移していくようにする。伐採したスギはその場において、土留めとしての機能と腐朽して土壌を肥沃にする役目を担う。



植栽計画図

のとおりである。

- ①各遺構の現況及び地下の状況に充分留意し、その保存に万全を期す。
- ②遺構を埋め戻す際には、良質な砂で覆った上に、遺構に影響がないように保護盛土層を確保し、上部の荷重を分散させる。
- ③旧道路予定地や調査区においても遺構への影響がないレベル設定及び工法の選択を行う。

2) 環状列石の保存と公開

本史跡の環状列石はその配列だけではなく、様々な色の礫があり色調にもこだわりが見られる。そのため環状列石は実物を露出展示することが理想である。しかし、発見から10年経ち、劣化の著しい礫も確認され、加えて多様な種類の石材や被熱を受けたものは凍結等に弱い。そのため、計画は以下のような理念をもって検討を進めることとした。

- ①保存と活用の両立を目指す。
- ②石材の保存を急ぐあまり、極度の保存処理を行って石材自体を傷つける可能性がある。そのため、安易な処理は控えるべきで、十分な基礎調査を基に対策を進める。

II) - 1 環状列石の保存と公開への具体的な流れ

①基礎調査

・礫の保存状況に関わる調査

地質学の専門家に依頼し、石材の種類に関する調査を行う。環状列石の石材の種類・大きさ・円磨度などを記録する。さらに、同様な石材でプレパラートを作成し、原産地を特定する。礫の劣化は風化などの気候条件だけでなく、地衣類等の影響も考えられるため、付着物の特定を行う。出土当時の状況と現況とを比較し、礫の劣化、き損などを把握するとともに、その後の修復や監理計画のための基礎データ収集を目的とする。

・保存環境に関わる調査

遺構の劣化・風化には生物学的・化学的な影響が考えられる。そのため、土質分析や水質分析、地下水位などの調査を行い、遺構の保存状況や外的要因を把握し、史跡の環境を考慮した上で礫保存処理方法を検討する。

礫の保存処理に適した薬剤の選別を事前に研究する必要がある。強化・撥水の効果や石材の色彩・質感などの影響、処理後の石材表面における地衣類などの発生状況といった項目を、候補ごとに経過を観察する。

②修復

保存処理や埋め戻しの前に劣化した礫の保存修復を行う。破損が進行している礫や、劣化しやすい石質のものを優先的に補修する。

③保存処理

風化・劣化の対策として保存処理を施す。保存処理の工程は、まず、礫を洗浄し地衣類等の付着物を除去する。その後、強化・撥水剤を塗布するが、劣化の著しいものは、礫を取り上げて、全面処理することが望ましい。

環状列石Aは露出展示を前提とした保存処理を行う。冬季はシート等で覆い、礫内の

浸透水を防止する。毎年、経過観察して、万全の措置をする。万一、本質的な価値を損なうような損傷・劣化が認められた場合、露出展示の方針の変更も検討する。

④埋め戻し

環状列石本体は保護盛土で埋め戻し、その上にレプリカを設置する。周囲はチップや芝生で覆うことで、表土の流出を避ける。

環状列石の復元はボランティアや地域の学校の協力により、住民参加で実施する。

II) - 2 環状列石の個別計画

遺構名	内 容
環状列石A	平成8年度の移築準備作業によるマーキングの痕跡を消去し、礫の保存処理を施し露出展示する。現状では礫の周囲に土を充填しているが、偽土で固定することで、礫の転倒を防ぐ。
環状列石B	平成8年度の移築準備作業によるマーキングの痕跡を消去し、礫の保存処理を施し露出展示する。現状では礫の周囲に土を充填しているが、偽土で固定することで、礫の転倒を防ぐ。
環状列石C	全体の1/2の礫を露出展示している。遺構上部にレプリカ設置も検討する。
環状列石D	環状列石Cと同様に遺構上部にレプリカ設置も検討する。

3) 掘立柱建物跡の保存と整備

掘立柱建物跡は各環状列石の外周に確認されている。建物の復元も必要であるが、本史跡は周囲との景観を重視する立場であり、復元によって環状列石からみる周囲の景観が損なわれてしまう可能性も考えられることから、現状のように柱穴を表示するにとどめる。

4) 地形復元計画

工法①：旧道路予定地と環状列石Cの境は約30～50cmの段差が生じているため、盛土を行う。

工法②：環状列石ゾーンでは、調査のためスギ林を伐採したことで表土が流出する可能性が考えられる。そのため、表土上にチップや芝生を施し、表土を保護する。

5) ガイダンス施設

来訪者へのサービス施設として、遺跡に関する展示や解説を行うとともに、体験学習等の活用拠点として機能するガイダンス施設を設置する。また、本計画に関わる諸活動の立案、実施、統括の諸機能を果たす推進本部を設置する。主な機能の説明は以下に示す。

項 目	内 容
①展示	出土品の展示によって「伊勢堂岱遺跡」を中心に解説する。①縄文時代の「伊勢堂岱遺跡」と周辺の遺跡を示す。②他の地域との交流及び文化的つながりを示す。
②実験	施設内に実験・体験考古学の場を併設し、土器づくり、石器づくりなどの体験を行う。

③活動計画の立案・発信	計画の推進にあたり、市民参加を得て、活動計画の企画立案、情報発信、運営、評価など、構想の頭脳中枢を果たす場とする。
④ボランティアの育成拠点	里山の育成管理や遺跡の維持管理には長い時間が掛かるとともに、多くのボランティアの参加が不可欠となる。そうしたボランティアの育成活動拠点場とする。
⑤サービス拠点	ホームページ等による本事業の受発信、特に利用者の声を聞く受信事業がこれからもっとも重要になるので、対応の充実を図る。来訪者の休憩、湯茶、トイレサービス等の拠点とする。
⑥交流拠点	新市において新たな交流拠点として活用する。
⑦調査拠点	調査の拠点となるため、発掘調査から出土品管理までの作業が可能となる設備が求められる。
⑩維持管理概要	施設整備が完了すると様々な維持管理を行う必要が生じてくる。大きくは環境管理と施設管理に大別される。このための管理体制をどのようにするのか、さらに検討を加え工事完了後すぐ稼働できるように備える。

その他、⑧必要諸室、⑨バリアフリーについては、割愛する。

5-2 『北秋田市歴史文化基本構想』（平成23年3月）の概要

(1) 構想策定の目的について

市町村合併で平成17年3月に北秋田市が新設された。旧4町単位で文化財に対する取り組みや評価のバラつきがみられ、これを検証するために所在する文化財の把握は大きな課題であった。

また、個々の文化財は評価していても、文化財相互の関連性については言及されておらず、景観等にみられるように、周辺環境と文化財の関係性の把握が不十分であった。

このようなことから、北秋田市という新しい枠組みの誕生を機に、文化財の悉皆調査から、文化財相互の関連性と、生活や景観といった文化財のおかれた周辺環境との関連性を調査し、地域の歴史文化を総合的に再評価し、新たな価値を見出すことを目的としている。

(2) 調査の内容

まず、1) 指定文化財の現状調査、2) テーマ別調査、3) その他目的に合致するもの、この3点について指定・未指定文化財を問わず、整理を行った。

次に文化財類型調査として、「狩猟・漁労・採集文化」「古代～現代の農村生活と信仰習俗」「産業化の足跡」の3つの大テーマを設け、掘り起こし作業を行った。

そして、「暮らしの暦聞き取り調査」では、類型調査で設定されたテーマに関連の深い地区で地域の生活、習俗の歴史性や周期性を住民から聞き取ることで、より総体的な把握に努めた。

このような作業から、市域において8つの関連文化財群を設定した。

(3) 関連文化財群の設定 ～国指定史跡伊勢堂岱遺跡と縄文関連文化財群～

名 称	国指定史跡伊勢堂岱遺跡と縄文関連文化財群
物語	<p>縄文時代は自然と共生した時代であり、地方ごとに独特な文化圏を形成し、文化を共有・発達させながら、約一万年間続いた。</p> <p>米代川中流域を占める本地域は北緯 40 度付近に位置し、南北文化の接触地帯と評価されている。東北地方にあって文化的な地域性が形成されたのは縄文時代前期・中期からといわれ、北の円筒土器分布圏、南の大木土器分布圏、以後それらを母体とする後期の十腰内土器分布圏、晩期の亀ヶ岡土器分布圏があり、本地域もこれら分布圏の中で、消長・発展を繰り返した。市域は過去及び近年の大規模開発等に係る発掘調査によりこの時期の出土資料が大量に集積保管されており、縄文時代の精神文化・世界観の変遷を考える上で良好なフィールドとなっている。</p> <p>中でも国史跡として現地公開保存が図られている伊勢堂岱遺跡は、4つのストーンサークルを持ち、縄文人の世界観が表出されたものとして象徴的な遺跡であり、周辺の環境を含め立地等縄文の原風景を実感できる典型的なモデルである。</p>
関連する文化財とその関連性	<p>伊勢堂岱遺跡（国指定／史跡）、伊勢堂岱遺跡出土板状土偶（市指定／考古資料）、伊勢堂岱遺跡の立地景観（未指定）、湯車川（未指定／記念物）</p>
代表（象徴）される景観とその関連性	<p>遺跡の存在する台地北端は4つのストーンサークルが集中し、祭祀の場として長く利用されてきたと推定されており、当時も見渡せたであろう米代川の流れや白神山地の山々等の自然景観は、太陽の運行と関連する二至二分方向の景観と合わせて、縄文人が見ていたかもしれない景観は遺跡の価値を高める上で重要である。</p> <p>また、遺跡西方にはサケの遡上する湯車川が流れ、遺跡の概要を一望できる点で、遺跡を理解し縄文時代の人々の営みを伝えるための教育・交流拠点的な空間として重要であると共に、そこから一望される遺跡の前後の空間は遺跡と一体的に構築される景観として重要である。</p>

(4) 関連文化財群における代表的景観と暮らし

～4つの環状列石を中心とした祭祀の場～

■地勢・地域性

- ・位置：北緯 40° 8′、東経 140° 22′、標高 40 m
- ・米代川左岸の河岸段丘上に位置する。
- ・縄文時代後期（4千年前）で4つの環状列石を中心とした祭祀の場と考えられている。環状列石を構成する川原石は米代川、小猿部川、阿仁川産のものがあり、これらの河川は遺跡から同心円上に広がっている。
- ・遺跡付近では、菅江真澄らが記録した小ヶ田埋没家屋の比定地がある。江戸時代には土砂崩れで出土したが、平安時代に噴火した十和田火山の土石流で埋没した竪穴住居と考えられる。

- ・遺跡の西側には秋田内陸縦貫鉄道が通っており、その敷設工事（昭和7年頃）で、土器や石器が出土したことが今でも伝わっている。
- ・伊勢堂岱遺跡は平成8年に3つ目の環状列石が確認されたことで、当初の道路計画を中止し、遺跡を現地に保存した経緯がある。
- ・ボランティアグループである「伊勢堂岱遺跡ワーキンググループ」（平成9年結成）は、遺跡のガイド・情報発信を主に活動している。

■景観構造

遺跡の範囲は20万㎡に広がる。その中で4つの環状列石は台地北端に集中する。狭い部分の地形を改変し、平坦地を確保しながら、環状列石やそれに関わる遺構を造営していることから、多大な労力をかけている。沖積地との比高は現況でも約20mあり、眺望は非常に良い。北西には白神山地、真北には現在も信仰の対象となっている田代岳など山並みを一望できる。

縄文時代の古環境復元のため、遺構隣接地でボーリング調査を実施し、採取した花粉によると、現在のようなスギ林ではなく、ク리를主体とした環境だったことが判明している。

また環状列石からやや少し離れた地点で、小形の配石遺構が集中して検出されている。斜面に構築され、非常に目立つことから、遺跡外からの景観を意識したものの可能性が考えられる。

遺跡より東側に湯車川があり、その河川には11月頃になると鮭が遡上する。遺跡周辺の景観保全のためボランティアによって清掃活動が行われている。

(5) 保存活用区域と保存活用計画の骨子（素案）～伊勢堂岱遺跡保存区域～

関連文化財群を一体的に保護することを目的に、保存理念や保存活用区域、官民一体となった協働体制の構築を検討した。これは、文化財単体は文化財保護法で十分に守ることができるが、関連文化財は文化財保護法の範疇ではなく保護が十分できないこともある。

伊勢堂岱遺跡の保存区域については、文化財保護法で保護される史跡の保存と共に、縄文人の世界観を語る上で重要と考えられる遺跡周辺の景観と一体的に保存をすることを目的としている。

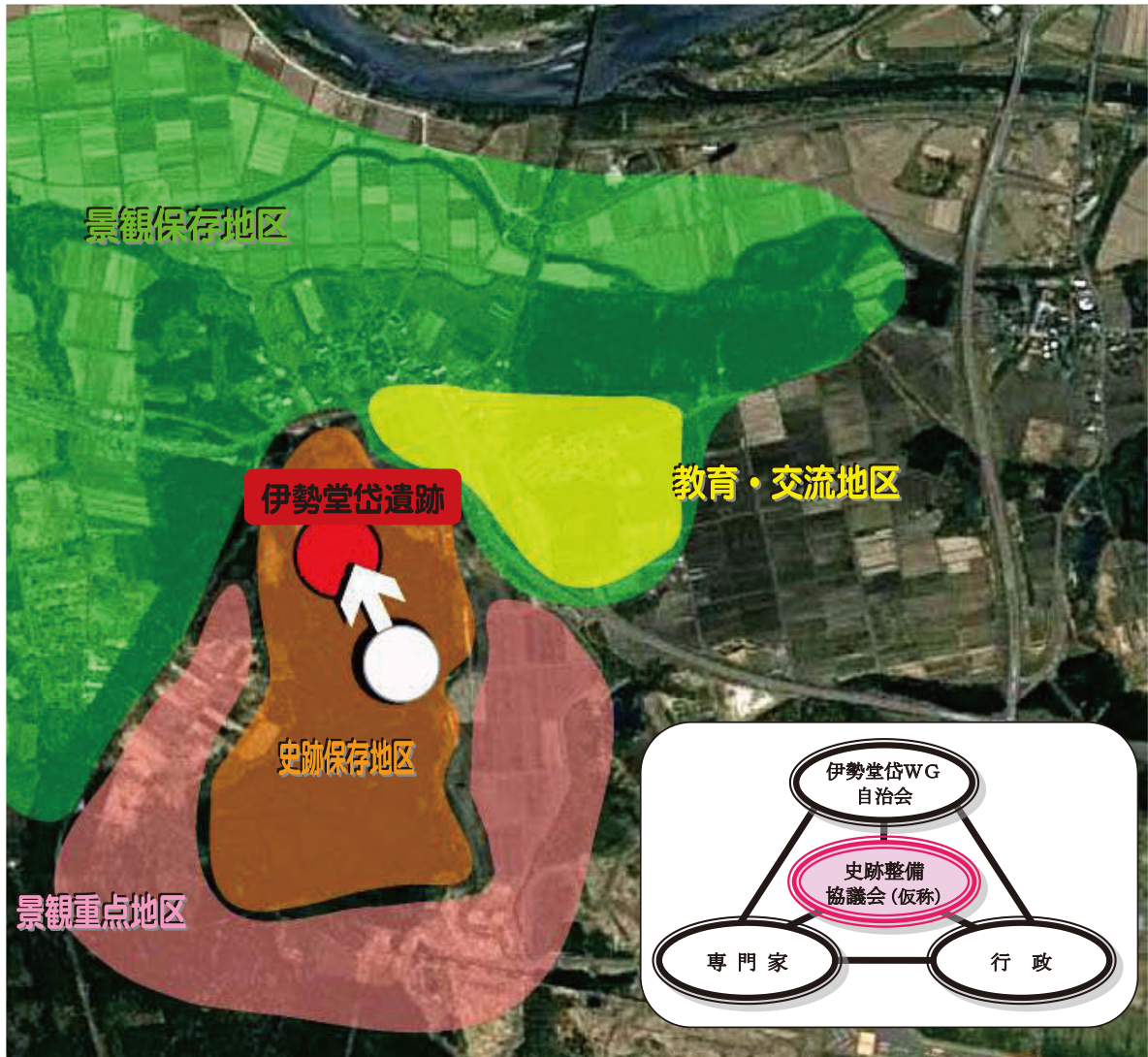
■保存理念

国内でも数少ない縄文時代の葬祭場として考えられている史跡の保存と共に、縄文人の世界観を語る上で重要と思われる遺跡周辺の景観を一体的に保存する。

■4つのゾーニング

史跡保存地区	国指定史跡範囲
景観保存地区	「遺跡の価値を損なわない範囲で景観を保存する地区」である。これは、環状列石からみえる白神山地の展望を人工物が阻害しないように保護するためである。
教育・交流地区	「遺跡を理解し縄文を伝える地区」として、ガイドンス施設の建設等を想定した部分である。環状列石からみた景観に配慮し、史跡より北東部に設定した。

<p>景観重点地区</p>	<p>「史跡保存地区の緩衝地帯であり、かつ遺跡と一体をなす景観としての保存が図られるべき地区」とし、縄文のたたずまいを創出することも視野に入れている。市民と行政が協働で開催するイベント「カムバック・縄文サーモン」は、史跡の隣接地に流れる湯車川で行われ、景観保護活動の一貫である。</p>
---------------	---



伊勢堂岱遺跡保存区域（素案）

5-3 『伊勢堂岱遺跡景観計画』（平成 27 年 12 月）の概要

（1）景観計画策定の目的

景観計画とは、良好な景観の保全・形成を図るため、「景観法」に基づき、対象とする区域（景観計画区域）、景観形成に関する方針、景観形成の基準等の方針等を定めたものである。

「伊勢堂岱遺跡景観計画」は、特に史跡伊勢堂岱遺跡周辺地区において、史跡と一体となった地域の特色ある景観（田園、河川、樹林地、集落等）を保全・継承し、健全な発展に寄与することを目的として、景観に関わるまちづくり施策の指針として策定するものである。

（2）景観特性の整理

史跡伊勢堂岱遺跡周辺については、特に次に示す 5 つの景観特性に配慮し、景観の保全・継承を進める。

（3）景観計画

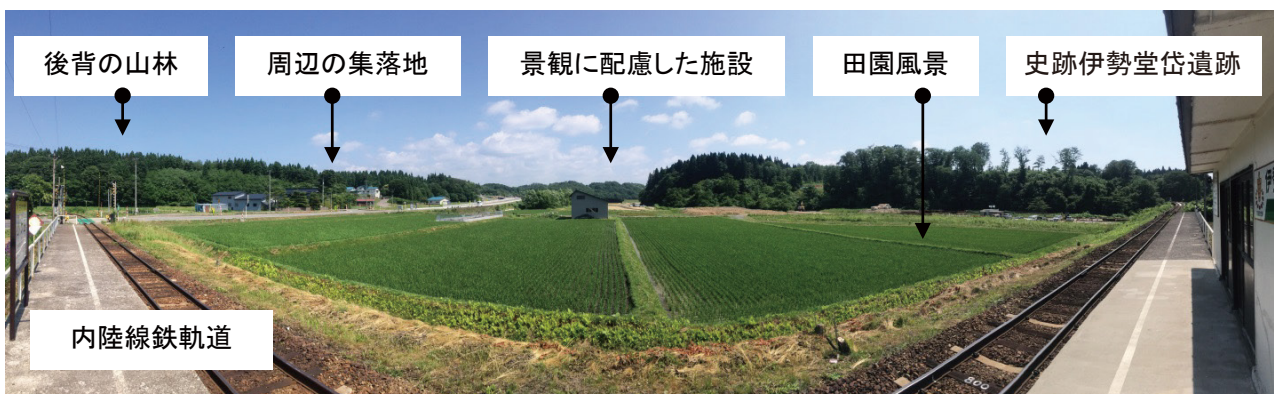
1) 景観づくりの目標像

「史跡伊勢堂岱遺跡及び史跡と調和する周辺景観の保全・継承を通じて、地域に“誇り”“豊かさ”“活力”が芽生える景観づくり」

史跡伊勢堂岱遺跡は、縄文文化を解き明かす上で、貴重な事例であることから、文化財保護条例等による保全・活用に努めるとともに、史跡と一体的な景観形成が求められる周辺地区については、「伊勢堂岱遺跡景観計画」を策定し、適切な保全・継承を目指す。

また、これらの保全・活用を通じて、①“地域の誇り”や“地域への愛着”が芽生えること、②四季を感じられる田園の広がり、良好な営農・居住環境を維持する集落景観などによる暮らしの“豊かさ”が感じられること、③自発的に地域の魅力を発信することにより“交流による活力”が芽生えること、が実現される景観づくりを目指す。

<特色のある環境や景観が継承される史跡伊勢堂岱遺跡周辺の景観保全と継承>



小ヶ田駅からの眺望

2) 景観づくりの基本目標

- ①私たちが暮らす地域に“誇り”や“愛着”が感じられる景観づくり
- ②日々の暮らしで“豊かさ”を感じられる景観づくり
- ③“交流による活力”が感じられる景観づくり

3) 良好な景観づくりに関する方針（景観法第8条第3項）

①史跡伊勢堂岱遺跡の保全・活用

史跡は、「国指定伊勢堂岱遺跡整備基本計画」や「史跡伊勢堂岱保存管理計画」に則り、史跡自体の価値が損なわれないように、計画的な保全・活用に取り組む。

②史跡と調和する周辺環境・景観の保全・継承

史跡周辺環境を構成してきた、田園、周辺の樹林地、史跡東縁を流れる湯車川や史跡周辺北側を流れる旧小猿辺川等、史跡と調和する地域景観の保全・継承に取り組む。

③活力と潤いのある営農・居住環境の継承

史跡及び史跡周辺の保全・継承に努めるとともに、周辺集落に居住する地域住民が、活力と潤いを感じられる中で、営農・居住環境を継承できるように取り組む。

④景観づくりに関する担い手の創出・育成

既存の市民主体の活動が継続できる環境を整えるとともに、活動団体メンバーの増員や若手が参加しやすい工夫を行い、次世代の担い手の創出や育成に向けて取り組む。

(4) 景観計画区域（景観法第8条第2項第1号）

史跡伊勢堂岱遺跡周辺における良好な景観形成を推進するため、伊勢堂岱遺跡周辺区域（右図青色境界線）を、景観計画に定める「景観計画区域」とする。

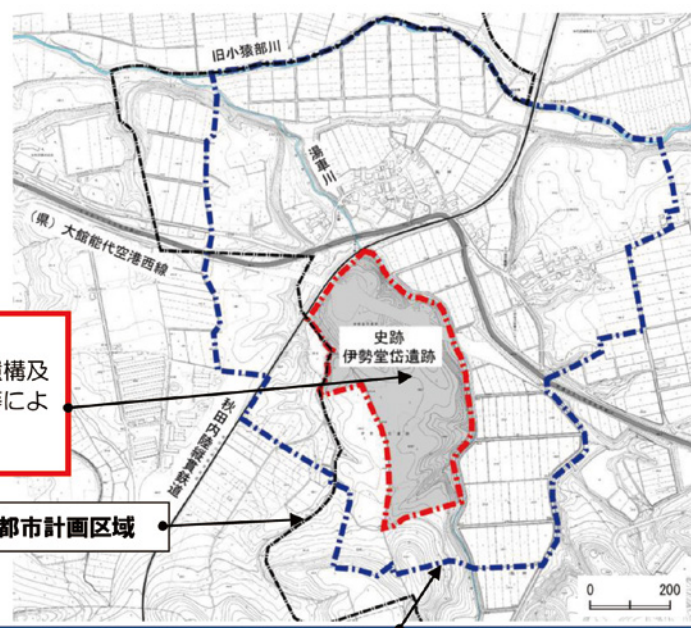
国指定史跡範囲：資産（プロパティ）

- ・顕著な普遍的価値の物証になる遺構及び遺物が分布し、文化財保護法等により保護・保存されている範囲。

都市計画区域

景観計画区域：緩衝地帯（バッファゾーン）

- ・本景観計画の対象区域。「史跡保存地区の緩衝地帯であり、かつ遺跡と一体をなす景観としての保存が図られるべき地区」として指定する。
- ・史跡を保護するために指定範囲の中心とし、隣接する台地や低地とを境界として設定する。
- ・なお、世界遺産では、この区域を緩衝地帯（バッファゾーン）として位置づける。

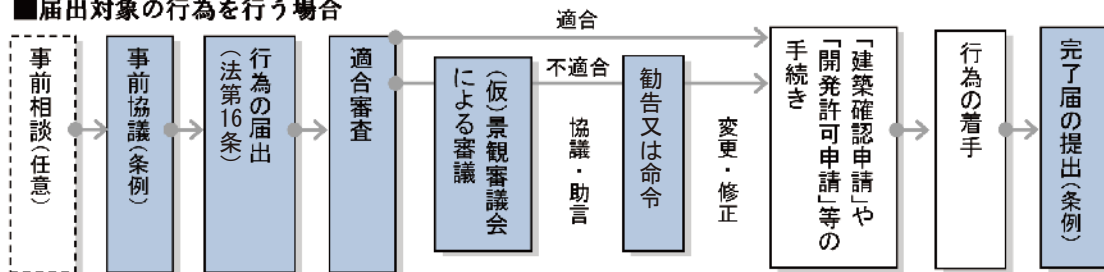


(5) 行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第2号）

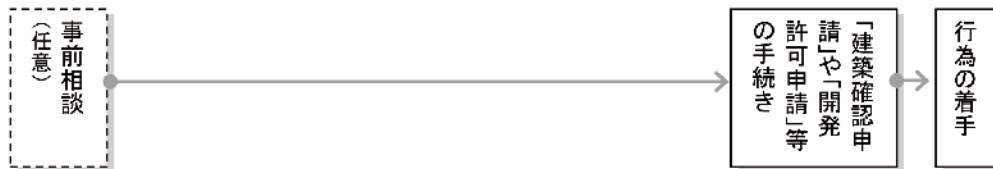
1) 届出制度による景観づくり

伊勢堂岱遺跡周辺の景観づくりにあたり、当該区域内で届出の対象となる行為を行う場合には、下記の流れに則って、景観法に基づく届出制度による規制・誘導を進める。

■届出対象の行為を行う場合



(参考) 届出対象の行為を行わない場合



2) 届出対象行為

景観計画区域内で行われる下記の行為のうち、一定規模を超える大規模行為を届出対象とする。

行為の種類	制限の対象	伊勢堂岱遺跡周辺で対象となる規模
建築物の新築、増築、若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	建築物の新設又は移転	高さ 13m 又は 建築面積 1,000㎡ を超えるもの
	増築・改築	
	修繕、模様替え、色彩変更	
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	煙突、柱、高架水槽、屋外照明等	高さ 13m を超えるもの
	遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、汚物処理施設、自動車駐車施設、彫像、記念碑等	
	擁壁、さく、塀等	高さ 5m を超えるもの
	電線路等 空中線系(その支持物を含む)	高さ 20m を超えるもの
開発行為	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	面積 3,000㎡ 又は のり面の高さ 5m を超えるもの
土石の採取又は鉱物の採掘	土石の採取、鉱物の採掘	面積 3,000㎡ 又は のり面の高さ 5m を超えるもの
土地の形質変更	のり面、擁壁、土地の造成等	高さ 5m を超えるもの
木竹の伐採	木竹の伐採	面積 1ha を超えるもの
屋外における土石等の堆積	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さ 5m 又は 面積 1,000㎡ を超えるもの

なお、上表の届出対象行為は、「通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で景観法施行令第8条に掲げる行為」や「その他の行為で景観法施行令第10条に掲げる行為」、「非常災害のため必要な応急措置として行う行為」などを除く。

6) 景観形成基準

「良好な景観形成に関する方針」を実現するため、それぞれの届出対象行為ごとに行為の制限などの基準として「景観形成基準」を定める。

① 建築物・工作物

■ 土地利用に応じた基準（基本基準）

位置 ・配置	○周辺の景観と調和した配置に努める。 ○従来の地形の改変を最小限にとどめるとともに、行為地区の優れた樹木、緑地等を保存し、建築物等の周辺の景観との調和に配慮した位置とする。
規模 ・高さ	○周辺の景観と調和した高さ及び規模とするよう努める。 ○行為地周辺が樹林地の場合は、できる限り樹幹から突出しない高さとするように努める。
形態 ・意匠 ・素材	○建築物全体としてまとまりのある意匠とする。 ○周辺景観との調和や地域特性に応じ、全体的に違和感や圧迫感のない形態・意匠とする。 ○ベランダ・バルコニー、設備機器、太陽光パネル等を設置する場合は、建築物本体と調和したものとする。また、外壁部の広告等を表示しないよう努める。 ○周辺の街並みや自然景観との調和に配慮して、素材を選定すること。また、反射性の高い素材を使用しないこと。 ○周辺の景観となじむように、地域の自然素材又は伝統的素材を使用するよう努める。 ○建築後、汚れや破損等によって景観を損なうことがないように、耐久性、耐候性、退色性、年月による風合い等を考慮した素材を使用するよう努める
色彩	○けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩を基調に、山並み、田園との調和に配慮する。 ○壁面に複数の色やアクセント色を使用する際は、周囲の色彩との調和、色彩の組み合わせ、使用する面積のバランスに十分留意し、落ち着いたものとする。 ○建築設備等の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和を図ったものとする。 ○工作物は、落ち着いた色彩で周辺景観及び建築物との調和が図られたものとする。
敷地の 緑化	○建築物が山並み、田園景観等の周辺景観と調和し、良好な景観の保全が図られるよう、樹木の高さ及び位置に配慮しながら、植栽に努める。 ○既存の樹木等は、できるだけ残すように配慮すること。
その他	○自動販売機やごみ置き場の設置、駐車場を整備する場合は、周辺景観に配慮するように努める。

*色彩は、「秋田県の景観を守る条例届出行為景観保全基準色彩ガイドラインの解説」を参考とする。

- ・けばけばしい色彩：彩度は6（樹木の緑）以下とする。
- ・落ち着いた色彩：明度は周辺景観に与える影響を配慮する。
- ・アクセント色：彩度6を超える場合は屋根及び壁面の面積の10%以内とする。
- ・色彩の組み合わせ：それぞれの色彩の色調（トーン）をそろえる。

■ 景観特性に応じた基準（上乘せ基準）

自然・眺望景観	○建築物の位置や高さは、遺跡からの眺望を妨げないように努める。 ○良好な眺望景観の形成に配慮した形態・意匠・色彩とする。
---------	---

水辺景観	○河川等水辺に接する場合は、出来る限り水際から後退し、緑化するなど水辺に配慮した空間づくりを行う。
沿道・沿線景観	○建築物等は、道路や鉄道からの眺めに配慮した配置・形態・意匠とする。
歴史・文化景観	○建築物等は、周辺の歴史・文化との調和に努める。

② 開発行為に対する景観形成基準

土地の形状	○地形の改変をできる限り少なくし、従来の地形を活かしたものとする。 ○景観形成上支障を生じる土地の不正形な分割又は細分化を行わない。
土地の緑化	○行為地内はできる限り緑化するよう努める。 ○周辺の景観及び植生と調和するよう、できる限り地域に多く生育する植物の中から樹種を選定する。
法面の外観	○長大な法面又は擁壁を生じさせないよう配慮する。 ○法面はできる限りゆるやかな勾配とする。 ○周辺の植生との調和に配慮した法面の緑化を行う。 ○擁壁などの構造物を設ける場合は、必要最小限度のものとし、周辺の景観との調和に配慮した仕上げを行う。
その他	○行為地内に優れた景観を形成している樹林等がある場合はそれらを保全し、修景に積極的に活用する。

③ 物件の堆積に対する景観形成基準

貯蔵又は集積の方法	○周辺の景観を阻害しないよう、集積又は貯蔵の高さをできる限り低くおさえ、整然と行う。
遮へい	○行為地の出入口は最小限に限定し、行為地が外から見えにくくなるよう塀や囲い等の遮へい措置を講ずること。 ○塀や囲いなどを設ける場合は、その色彩を周辺の景観と調和させる。

④ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他土地の形質の変更に対する景観形成基準

遮へい	○行為地の出入口は最小限に限定し、行為地が外から見えにくくする。 ○行為地の周囲への樹木の植栽等によって、遮へい措置を講ずる。
跡地の形状	○長大な法面又は擁壁を生じさせないよう配慮する。 ○法面は、できる限り緩やかな勾配とし、周辺の起伏と滑らかに連続させる。 ○周辺の植生との調和に配慮した法面の緑化を行う。 ○擁壁などの構造物を設ける場合は、必要最小限度のものとし、周辺の景観との調和に配慮した仕上げを行う。
跡地の緑化	○行為を終了したところから速やかに周辺の植生と調和した緑化を行う。 ○緑化にあたっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とする。
その他	○行為地内に優れた景観を形成している樹林等がある場合はそれらを保全し、修景に積極的に活用する。

7) 景観重要建造物及び景観重要樹木に関する事項

① 景観重要建造物（景観法第19条）

良好な景観づくりに重要と認められる建造物は、所有者と協議し、景観重要建造物に指定する。

<指定が想定される建造物の例示>

- ・地域の歴史・文化を継承する象徴的な建造物
- ・地域における生活や生業（なりわい）から形成された地域固有の建造物
- ・地域のシンボルとして親しまれている建造物
- ・景観づくりに先導的な特徴のある建造物



伊勢堂岱遺跡敷地内から移築され、「伊勢堂岱」という地名の由来になったと言い伝えられる「小ヶ田神社」

② 景観重要樹木（景観法第28条）

良好な景観づくりに重要と認められる樹木は、所有者と協議し、景観重要樹木に指定する。

<指定が想定される樹木の例示>

- ・特徴的な樹容の樹木
- ・地域のシンボルとして親しまれている樹木
- ・歴史的・文化的意義のある樹木

8) 景観重要公共施設に関する事項（景観法第47条）

① 景観重要公共施設の指定の方針

良好な景観づくりに重要と認められる公共施設（道路、河川、公園等）を、景観重要公共施設に指定する。景観重要公共施設は、当該管理者と協議し、同意を得た上で指定する。

② 景観重要公共施設の整備に関する考え方

景観重要公共施設の整備にあたっては、第3章第3節「良好な景観づくりに関する方針」、同第5節「行為の制限に関する事項」の景観形成基準に適合するよう配慮した形態、意匠、色彩、緑化等を検討する。また、補修及び改修の際は、良好なデザインを維持するとともに、景観阻害要素の除却又は改善を図る。

(参考) 色彩基準について

本景観区域における届出対象行為のうち、特に景観への影響が大きいと考えられる建築物や工作物の「色彩」に関する基準として、秋田県が定める「届出行為景観保全基準色彩ガイドライン」を参考に、景観保全を図ることとする。

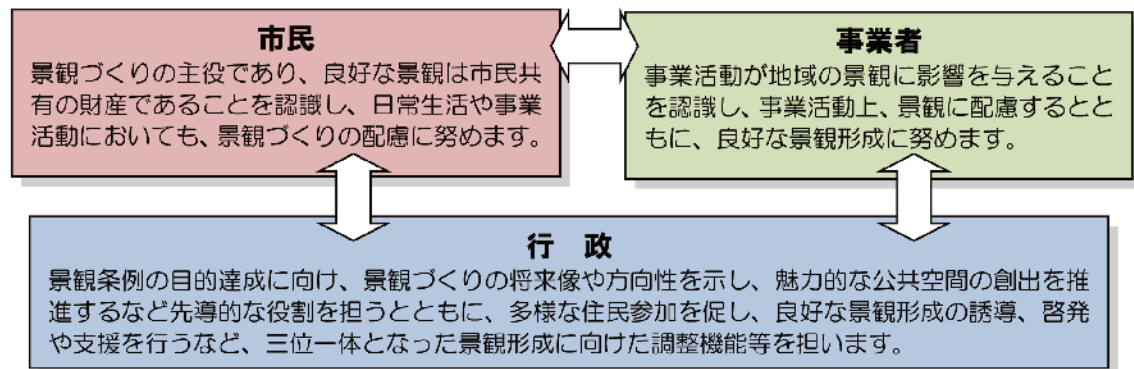
(参考) 屋外広告物について

伊勢堂岱遺跡景観計画の対象となる景観区域は、文化財・史跡が立地し、県道大館能代空港線が知事の指定する道路であることから、区域の大半は、秋田県屋外広告物条例において、表示が禁止された地域になる。禁止地域以外の地域においては、引き続き、秋田県屋外広告物条例に基づく規制誘導を遵守し、運用することとする。

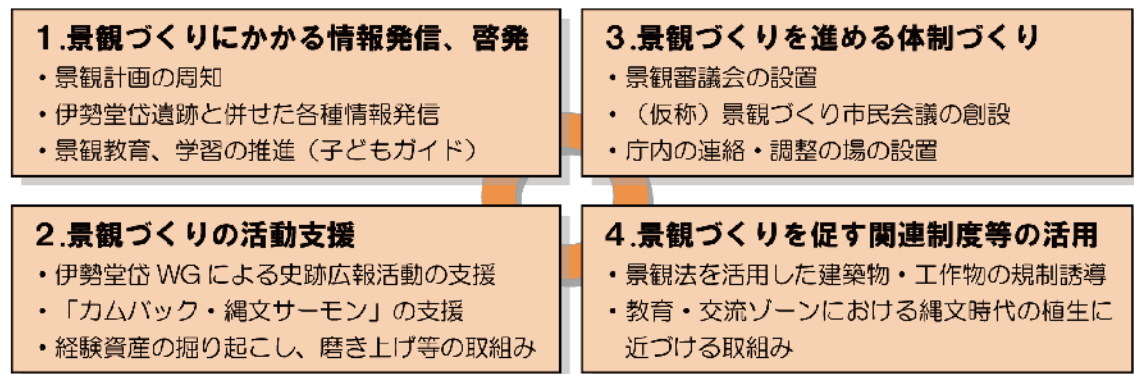
(4) 良好な景観づくりの推進

1) 良好な景観づくりの推進

景観は、市民、事業者、行政等が日常の取り組みや事業活動によって形成されるもので、これをより魅力的なものにするには、それぞれの努力と相互の継続的な協力が不可欠である。



2) 景観づくりの推進方策



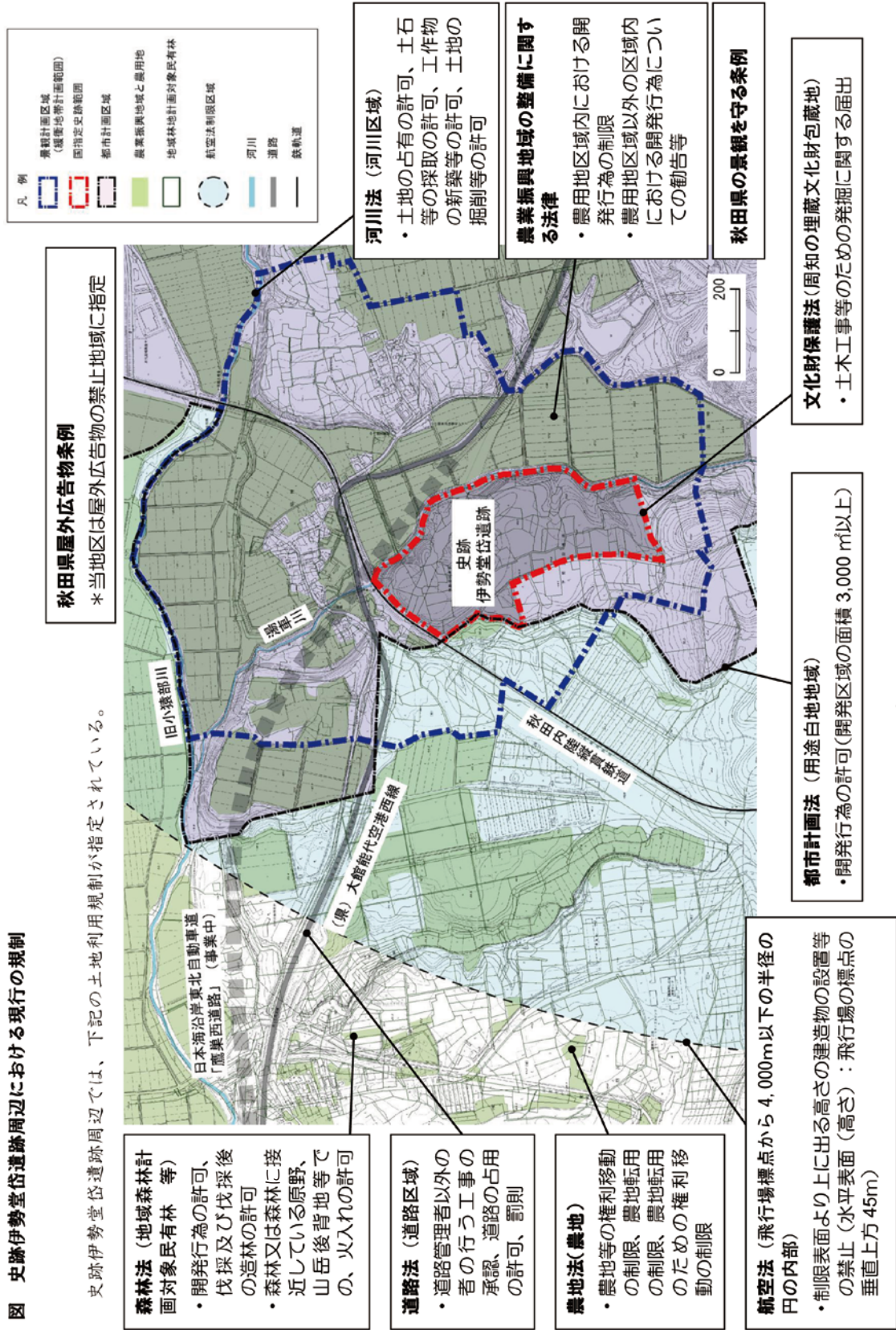
3) 市民が身近なところで取り組める景観づくりに向けて

景観まちづくりとは、自分たちのまちの景観の魅力を楽しみ、貴重な資産として次世代に残せるように、わがまちの景観を維持・継承・改善するための様々な取り組みを指す。例えば次のような行為も、身近なところで取り組める景観づくりと考えることができる。

- ・ごみを道ばたに捨てないなど、社会のモラルや生活マナーを守ること。
- ・身の回りの景観に目を向け、関心を持つこと。
- ・自分の土地や建物が、地域の景観を作っていることを意識すること。
- ・地域の景観の魅力を見つけ、その価値を高める活動に参加すること。
- ・景観の魅力を高めて、生活を豊かにすること。
- ・無秩序な木竹の伐採や開発を行わないように心がけること。
- ・身近な道路や河川を清掃し、今の景観を損なわない雰囲気を作りだすこと。

本計画が、本市における景観づくりのきっかけとなり、将来的に市民一人ひとりが身近なところで取り組める景観づくりを主体的に担うことで、北秋田市らしさの残る景観が維持・継承されるとともに、次世代を担う市民に受け継がれることを期待いたします。

図 史跡伊勢堂岱遺跡周辺における現行の規制



第6節 計画の実施

本保存計画は、平成30年3月31日をもって実施するものとする。

第2章 史跡の概要

第1節 遺跡の概要

(1) 自然的環境

①地形

北秋田市の面積は1,152.76km²に広がり、秋田県全体の約10%を占めるほど広大であるが、そのほとんどが山林で、可住地面積は16%に過ぎない。市北部を横断する米代川中流部の鷹巣盆地を中心として、この盆地と米代川の支流である阿仁川や小阿仁川等の河川の流域に優れた農地を形成し、市街地や集落が点在する（図2）。

本遺跡は、北秋田市の北部のほぼ中央、山地により馬蹄状に囲まれた鷹巣盆地の北部、米代川の支流である小猿部川と阿仁川の浸食により形成された標高40～45mの舌状台地に立地する。台地の北～東縁には湯車川が流れ、その東部には水田地帯が広がっている。水田面との比高は約20mを測る（図3）。

②植生

□現況の植生

本遺跡を囲む緑地は急斜面で、植林が困難な場所以外はスギ植林地が殆どである。

スギが植林されていない部分では植林以前の自然植生（落葉樹林）が見られる場所となっている。主な樹種はウワミズザクラ、キブシ、クヌギ、ケヤキ、エゴノキ、ブナ、ホオノキ、ネムノキ、ミズナラ、ヤマウルシ、キツタ、クズである。

□本来の植生

本史跡が所在する北秋田市は、夏緑樹林（落葉広葉樹林）の分布域である。この夏緑樹林は、高木層では、ブナ、ミズナラなどのブナ科が主となり、カエデ科、カバノキ科、サクラ属などが準ずる。低木層にはニシキギ科が多く見られる。

一方、現存植生では、スギの植林が見られる。現在でも、植林の困難な急傾斜地では、かつての植生を垣間見ることができる。

③気候

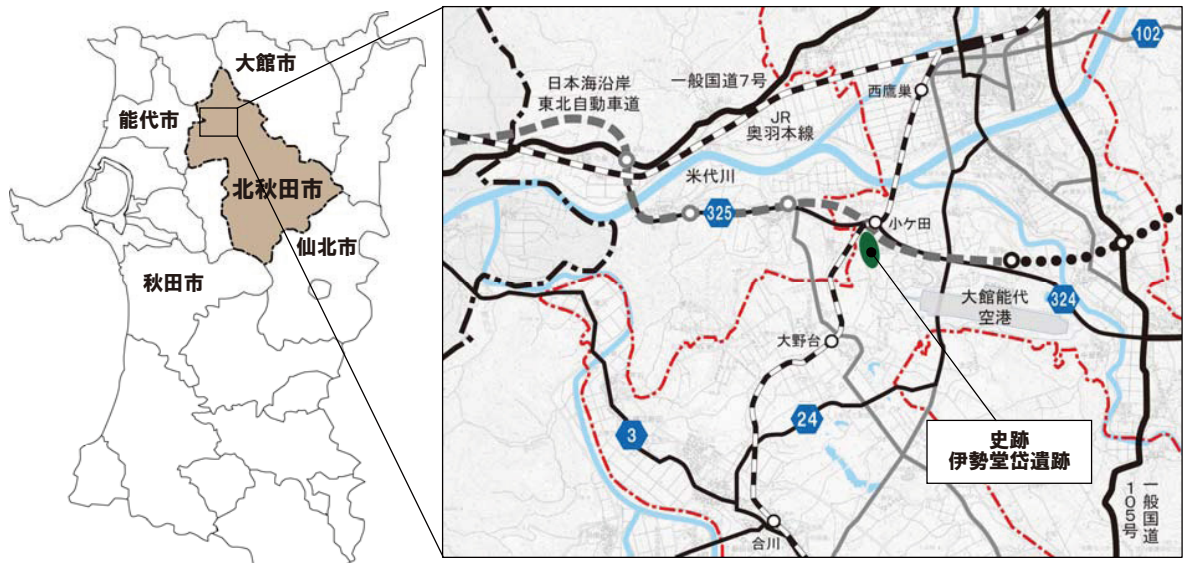
北秋田市の気候は内陸性のもので、気温は年較差が大きく、夏季は高温多湿、冬季は低温で積雪も多く、特に森吉地区・阿仁地区は特別豪雪地帯に指定されている。

本遺跡周辺の気候は、春から秋までは比較的気象の変化が少なく、温暖で農作物の生育に適しており、四季がはっきりした内陸型気候である。年平均気温は9.6℃、最暖月の8月の平均気温は23.3℃、最寒月の1月の平均気温は-2.6℃で、夏の最高と冬の最低との年較差は25.9℃となる。

年間降水量は1,696.6mm、最大降水量は237mm（7月）であるが、標準偏差値からみると8月が最大降水量となることもありうる。最小降水量は2月である。

(2) 歴史的環境

北秋田市は、国指定、県指定、市指定の様々な文化財が保護されている。国指定文化財は8



周辺関連図

図2 位置図

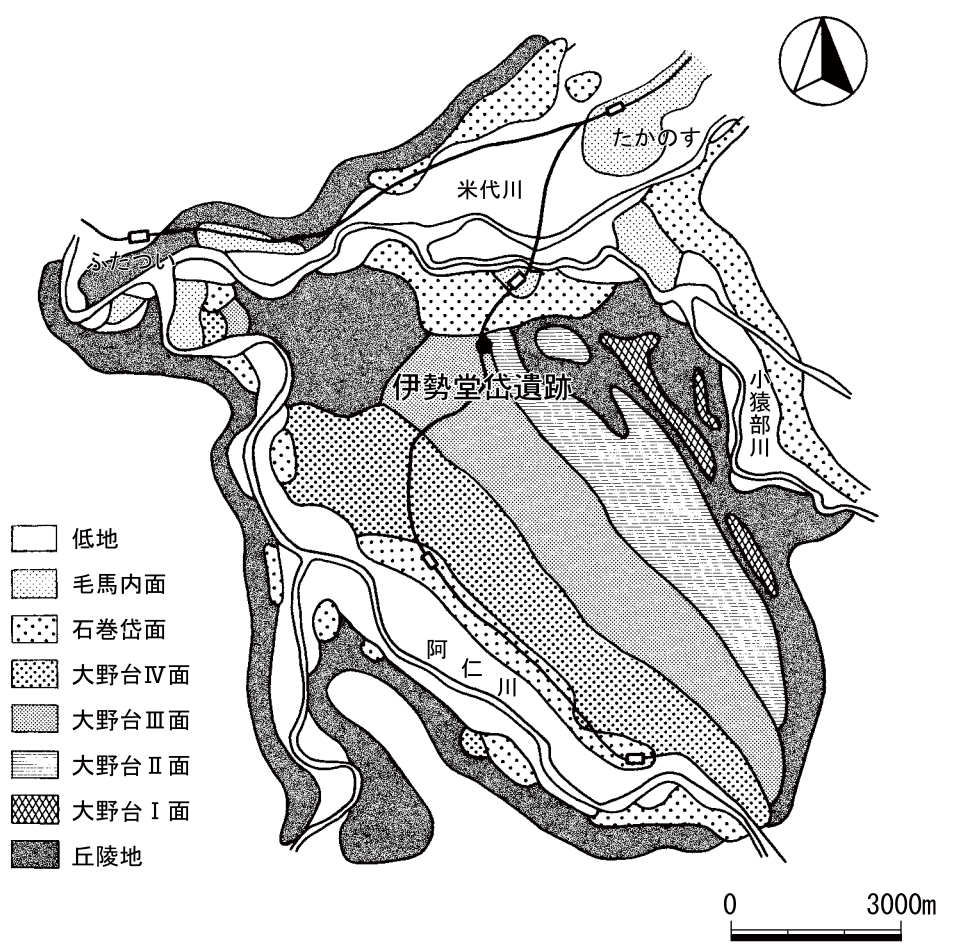


図3 地質模式図



図4 地形及び主な縄文遺跡の立地

件で、本史跡をはじめ、平安時代の十和田火山土石流堆積物に埋没した木造建造物群の出土部材等の「胡桃館遺跡出土品」（重要文化財）や、阿仁地区の狩猟用具・行商用具をまとめた「阿仁マタギの狩猟用具」（重要文化財）等が指定されている。なかでもマタギ文化は古代から現代に連なる狩猟採集文化を色濃く残している。また、日本の近代化を先駆けた阿仁鉱山や、秋田杉を産する産業遺産と生活文化財（住宅・古民具・猟具・民俗芸能等）が豊富に存在している。

県指定文化財は12件で、鮭石とも呼ばれる「魚形文刻石」や、「伊勢堂岱遺跡出土板状土偶」「高森岱遺跡出土板状土偶」「伊勢堂岱遺跡出土品」、有名な笑う岩偶を出土した「白坂遺跡出土品」といった埋蔵文化財が中心である。

市指定文化財は73件で、明治時代から人骨が出土することで学史上有名な「藤株遺跡とその出土品」や「摩当沢遺跡出土品」などの有形文化財、「胡桃館遺跡」などの史跡が保護されている。

埋蔵文化財は、旧石器時代から近世にかけて260箇所もの遺跡が周知されている。本史跡の周辺にも数多くの遺跡が立地し、そのほとんどは縄文時代や平安時代の所産である。ここでは史跡が立地する鷹巣盆地を中心に概観する（図4・5）。

鷹巣盆地では縄文時代草創期、早期の遺跡はまだ発見されていないが、伊勢堂岱遺跡（11-36）でトランシェ様石器が出土していることから、本史跡周辺に早期の遺跡が分布する可能性は強いと考えられる。

前期中葉頃になると、米代川流域以北から青森県・北海道道南地方にかけて円筒土器文化圏が成立する。一方、県南部では大木式土器様式が分布するため、県内には南北で異なる文化が成立する。このような地域性は中期中葉まで維持され、後葉には米代川流域においても大木式土器様式の影響を強く残す土器が製作される。中期の代表的な遺跡は狐岱遺跡（13-16）が有名である。盛土遺構を主体とする遺跡で、円筒 a 式土器の地方型式である狐岱式土器の標準遺跡でもある。

後期前葉は大規模な環状列石が盛んに造営される時代である。伊勢堂岱遺跡はこの時期のもので、米代川流域では特別史跡大湯環状列石が最も有名である。環状列石は北海道から秋田県北部・岩手県北部に分布し、円筒土器文化圏と同じような分布域を描き、今のところ秋田県南部では見つかっていない。

晩期になると、東北地方一帯に亀ヶ岡文化が栄える。北秋田市脇神には、学史上有名な藤株遺跡（11-20）が立地する。縄文時代晩期を主体とする遺跡であり、人骨が出土することで明治時代から研究者に注目された。平成4年度には旧鷹巣町教育委員会が範囲確認調査を実施した。また「笑う岩偶」を出土したことで有名な白坂遺跡（13-27）も同時代の遺跡である。

縄文時代以降の遺跡では平安時代の胡桃館遺跡（県指定）（11-13）が知られている。これは十和田火山の土石流に埋没した柵列に囲まれた四棟の建物で、官衛や寺院と考えられており、考古学的にも、建築学的にも貴重な遺跡である。

近年では、森吉山ダムの建設に伴う発掘調査が行われた。森吉山ダムは森吉地区で計画され、事業主体である建設省東北地方建設局森吉山ダム工事事務所が秋田県教育委員会に遺跡分布調査を依頼し、平成4年度以降の遺跡分布調査では新たに60遺跡が確認されている。平成7年か

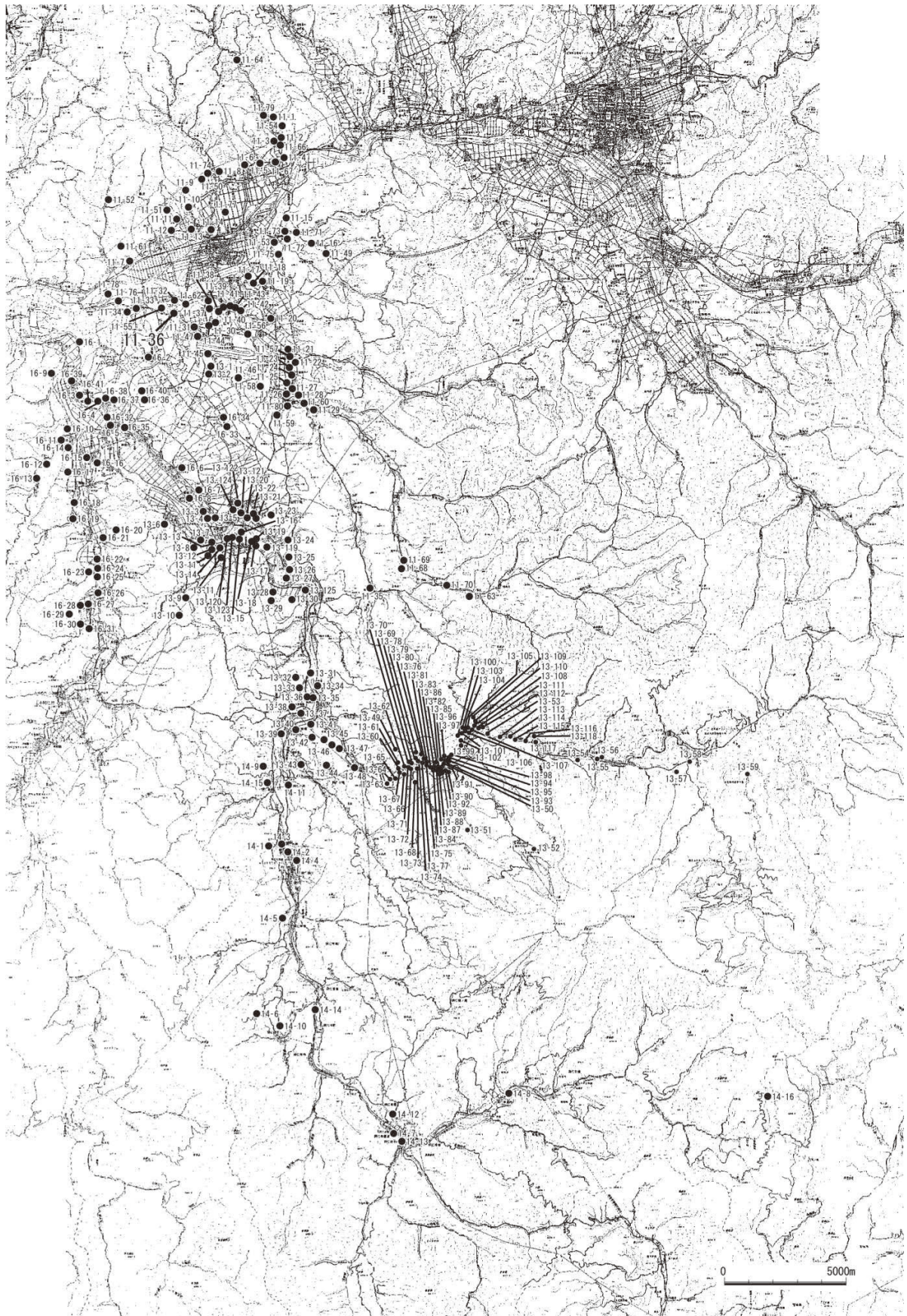


図5 北秋田市市内における遺跡分布図

ら旧森吉町教育委員会が森吉山ダム関連工事で、日廻岱A遺跡（13-73）、碎瀨遺跡（13-114）、上悪土D遺跡（13-114）、深渡遺跡（13-116）、地藏岱遺跡（13-111）、森吉家ノ前B遺跡（13-107）、天津場C遺跡（13-102）の発掘調査を実施した。さらに平成9年からダム建設事業にかかる発掘調査を旧森吉町教育委員会と秋田県教育委員会が行っており、向様田A遺跡（13-93）、漆下遺跡（13-82）などの大規模な遺跡の調査を終え、平成24年にダム本体も完成した。

（3）社会的環境

史跡指定地は、都市計画区域の用途地域の指定のない地域である。平成19年度までに公有地化を完了しており、文化財保護に資する保存管理や整備以外の無秩序な開発は抑制されるものと考えている。

一方、本史跡周辺地域においては、航空法や森林法、道路法、農地法、農振法、河川法、秋田県屋外広告物条例等の規制を踏襲するものとして『伊勢堂岱遺跡景観計画（平成27年度）』を策定するとともに、『伊勢堂岱遺跡景観条例』を制定した。これにより景観形成基準等と整合を要する行為については、「行為の制限に関する事項」を設け、届出制度による景観づくりを推進する。

本史跡が立地する地域は、交通機関が整備されており、本史跡までのアクセス性は非常に高い。本史跡から東へ2 km先に大館能代空港がある。その空港から現存するアクセス道路に加え、日本海沿岸東北自動車道の一部となる「鷹巣西道路」が整備中である。この「鷹巣西道路」の整備にあたっては、道路が伊勢堂岱遺跡より北側に建設される計画であるが、文化財保護や眺望・景観形成への配慮等から、史跡から視認できないように道路を半地下方式への計画変更が行われた。また、本史跡に隣接するように秋田内陸縦貫鉄道（以下、内陸線）小ヶ田駅がある。内陸線は鷹巣駅と角館駅を結ぶ路線で、阿仁地域や仙北市への通勤・通学的手段として利用されている。近年、利用者の減少でその存続についても議論されているが、再生計画も提案され、地域住民と協働で田んぼアートや各種イベントも効果を上げている。

訪日外国人観光（インバウンド）による観光客数も増加しており、伊勢堂岱縄文館の解説は多言語対応していることから、本史跡は空港・鉄道などの交通機関と連携し、相乗効果による来訪者の更なる増加が期待されている。

（4）景観

遺跡は旧空港アクセス道路予定地と調査区の一部を除き林地となっており、戦後に植林されたスギに囲まれていた。現在は整備基本計画に基づき、植栽の修景を実施しており、縄文時代にはほとんどみられなかったスギ林は伐採の対象で、環状列石の周辺から順次伐採をしている。

遺跡は台地状にあることから、北側には美しい景観を望むことができる。台地北端に立てば、眼下に小ヶ田集落が広がるが、4つの環状列石からみると、ほとんど視界に入らず、米代川とその両岸で営まれている水田を見渡せる。さらに先には白神山地が広がっており、その一部である藤里駒ヶ岳（標高1,157m）が特徴的だ。この山は残雪が馬の形にみえると田植えの季節とされていた。真北には県立自然公園に指定されている田代岳（標高1,178m）がみえ、連峰で雷岳（標高1,128m）・烏帽子岳（標高1,133m）・茶臼岳（標高1,086m）で形成されている。

古くから水田信仰の対象で白髭直日神を祀っている。北北東に十ノ瀬山（標高664m）がそびえる。

北東には摩当山（標高444m）が位置する。南東には竜ヶ森（標高1,049m）が目立ち、ブナ林が残っている。これらは隣接する台地のスギ林で、現在は確認しにくい。この地方では代表的な山とされており、方角が定めやすい。

遺跡から確認できないが、周囲にはいくつかの歴史的な山並みがそびえる。南南東は森吉山（標高1,454m）がそびえる。アスピーデ・トロイデの複式火山の独立峰で江戸時代には北前船の目標となる程の目立つ山麓である。遠く南南西方向には房住山（標高409m）があり、古くから山岳信仰の拠点で坂上田村麻呂の伝承が残っている。同様に南西には長鞍山（標高343m）、西には七座山（標高287m）、北東には太平山（標高227m）がそびえる。

第2節 指定に至る経緯と調査成果

伊勢堂岱遺跡発見の経緯は大館能代空港（通称あきた北空港 平成10年7月開港）建設に係わる整備事業として、県道木戸石鷹巣線が空港と国道を結ぶアクセス道路として改良整備されることになった。これに伴い、秋田県教育委員会および旧鷹巣町教育委員会（当時）が平成4年度に路線内の遺跡分布調査を行い、本遺跡が存在することを新たに確認した。平成6年度に秋田県埋蔵文化財センターが路線部分で範囲確認調査（第1次調査）を、引き続き平成7・8年度に発掘調査（第2・3次調査）を実施した（調査面積7,047m²）。第2次調査では、西側調査区とした区域において長径約32mの環状列石Aと、確認長15mの弧状をなす環状列石Bを確認し、翌年行われた第3次調査では環状列石Aの南側の精査を行った結果、前年度に検出されていた柱穴群が環状列石Aとは逆方向に展開する掘立柱建物跡であることが判明し、調査区南側にもう一つの環状列石が存在する可能性が強まった（写真1）。このことから、ハンドボーリング探査を実施し、長径約45mの環状列石Cの存在を確認した。当初は記録保存を目的とした発掘調査のため、調査終了後に環状列石Aを空港に隣接するポケットパークへ移築することが計画されたが、3つの環状列石の発見から、遺跡の重要性を地域住民や県民が理解し、遺跡保存の声が高まり、秋田県は平成8年11月18日に道路建設ルートの迂回と遺跡の現地保存を決定したのである。

その後、平成9年から12年までに実施された内容確認調査の過程で、環状列石Dが確認されたことから、環状列石が隣接して4つも発見された遺跡は全国でも他に例はないことから、鷹巣町は平成12年7月25日付け、鷹教生発第42号で史跡指定の意見具申書を提出し、同年8月に文化庁の現地視察が行われ、同年10月に文部大臣から国の文化審議会へ詰問があり、同年11月に国文化審議会が「縄文時代後期（約4千年前）の複数の環状列石とそれに伴う建物跡や墓など、当時の祭祀（祭り・祈り）に関する様々な施設が発見されたうえに、当時の土木技術例としても重要な施設も見られ、当時の典型的な祭祀施設として極めて重要である」と文部大臣へ答申した。

平成13年1月29日付け官報号外第18号文化庁告示8号で遺跡範囲約20万m²のうち、約16万m²が「史跡伊勢堂岱遺跡」として指定された（写真2）。



写真1 発掘調査当時の環状列石A（平成7年）



写真2 史跡指定当時の環状列石A（平成11年）

第3節 指定の状況

(1) 指定告示

1. 名称 伊勢堂岱遺跡
2. 所在地 秋田県北秋田市脇神字伊勢堂岱
3. 官報告示 平成13年1月29日指定 文部科学省告示第18号
4. 指定面積 156,066.85m²
5. 指定理由

伊勢堂岱遺跡は、秋田内陸縦貫鉄道が北側を横切る標高四〇―五〇メートルほどの広い段丘上に立地している。大館能代空港へのアクセス道路建設に伴って、平成七・八年に秋田県埋蔵文化財センターによって事前調査されたが、典型的な環状列石が発見されるなどの重要性によって現状保存されることとなった。その後、町教育委員会が遺跡の範囲・性格を確認するために継続調査を実施してきた。

縄文時代後期初めに、台地を削って平坦にならし、北東側の台地縁にはテラスを作り出したり、浅い環濠を巡らして区画したり、配石墓や配石などを設置していた。また台地の南半には溝による区画があったらしく、埋設土器や土坑墓なども発見されている。

特に北東部には四基の環状列石が集まっていた。全貌が把握された東北隅の環状列石Aは、北側に出入り口と思われる列石が付き、中央の環は約一五〇〇個の川原石を長径三〇メートル・短径二五メートルほど並べたものであった。周辺からは環状列石に関連する多くの土坑墓などが発見された。さらにその西隣には環状列石Bの一部が発見され、環状列石の南に接して長径四五メートル・短径四二メートルほどの環状列石Cがある。さらにその周辺をボーリング調査したところ、南方に約二〇メートル離れて径四〇メートルほどの環状列石が存在することが推定されている。環状列石A～Cの外周に接して、平面が長方形で棟持ち柱がやや張り出した六本柱の掘立柱建物が巡っている。

また環状列石群の北東側と北東隅に入り込んでいる沢を中心に、多量の遺物が出土している。土偶、キノコ形土製品、イモガイを模した土製品、動物形土製品、鐸形土製品、ミニチュア土器、三脚石器などの多くの祭祀遺物と、土器、石鏃、石錐、石匙などの日用道具も多量に発見されている。

本遺跡は縄文時代後期初めに、台地を広く土地造成し、大量の石を運搬するなどによって、墓を取り込んだ環状列石や建物群などを築いた大規模な祭祀の場であった。東北地方北部における葬祭の実態や、発達した高度な土木工事の様相もうかがえ、当時の社会構造や精神生活などを知る上できわめて重要である。よって史跡に指定して保護を図ろうとするものである。

6. 備考 時代：縄文時代

(2) 指定範圍



S-1/2000

图6 指定範圍图

第4節 指定後の調査成果

平成13年度からは史跡の内容解明のための基礎データ収集を目的とした内容確認調査を実施しており、環状列石が集中する台地北西部を中心に調査を進めている。

平成20年度から調査範囲を拡大し、台地東部も対象とした。

第5節 指定地の状況

指定地内は北側約4万m²は史跡整備が完了し、常時公開されている。それ以外の範囲はスギ林であり、定期的な管理が行われている。

北秋田市教育委員会では、国指定を受け、平成17年度から指定地内の公有化を進め、平成19年度に史跡内すべての公有化を終えている(図6・表1)。これにより、史跡範囲は156,066.65m²に広がり、土地所有者とその所有割合は、秋田県が7%、北秋田市が93%の割合で、公有地化率は100%である。

No.	町・大字・字	地番	地目
1	北秋田市脇神字伊勢堂岱	1-1	山林
2	北秋田市脇神字伊勢堂岱	1-13	山林
3	北秋田市脇神字伊勢堂岱	3-1	山林
4	北秋田市脇神字伊勢堂岱	5-1	山林
5	北秋田市脇神字伊勢堂岱	5-3	山林
6	北秋田市脇神字伊勢堂岱	6-1	山林
7	北秋田市脇神字伊勢堂岱	7	山林
8	北秋田市脇神字伊勢堂岱	8	山林
9	北秋田市脇神字伊勢堂岱	9	山林
10	北秋田市脇神字伊勢堂岱	10	山林
11	北秋田市脇神字伊勢堂岱	11	山林
12	北秋田市脇神字伊勢堂岱	12-1	山林
13	北秋田市脇神字伊勢堂岱	12-2	山林
14	北秋田市脇神字伊勢堂岱	13	山林
15	北秋田市脇神字伊勢堂岱	14-1	山林
16	北秋田市脇神字伊勢堂岱	14-2	山林
17	北秋田市脇神字伊勢堂岱	16-1	山林
18	北秋田市脇神字伊勢堂岱	16-2	山林
19	北秋田市脇神字伊勢堂岱	17-1	山林
20	北秋田市脇神字伊勢堂岱	17-2	山林
21	北秋田市脇神字伊勢堂岱	18-1	山林
22	北秋田市脇神字伊勢堂岱	18-2	山林
23	北秋田市脇神字伊勢堂岱	19-1	山林
24	北秋田市脇神字伊勢堂岱	19-3	山林
25	北秋田市脇神字伊勢堂岱	20-1	山林
26	北秋田市脇神字伊勢堂岱	20-3	山林
27	北秋田市脇神字伊勢堂岱	20-4	山林
28	北秋田市脇神字伊勢堂岱	22	山林
29	北秋田市脇神字伊勢堂岱	24-1	山林
30	北秋田市脇神字伊勢堂岱	24-2	山林
31	北秋田市脇神字伊勢堂岱	25	山林
32	北秋田市脇神字伊勢堂岱	26	山林
33	北秋田市脇神字伊勢堂岱	27	山林
34	北秋田市脇神字伊勢堂岱	28	山林
35	北秋田市脇神字伊勢堂岱	29	山林
36	北秋田市脇神字伊勢堂岱	30-1	山林
37	北秋田市脇神字伊勢堂岱	31-1	山林
38	北秋田市脇神字伊勢堂岱	31-2	山林
39	北秋田市脇神字伊勢堂岱	31-3	山林
40	北秋田市脇神字伊勢堂岱	31-4	山林
41	北秋田市脇神字伊勢堂岱	31-5	山林
42	北秋田市脇神字伊勢堂岱	31-6	山林
43	北秋田市脇神字伊勢堂岱	31-7	山林
44	北秋田市脇神字伊勢堂岱	31-8	山林

No.	町・大字・字	地番	地目
45	北秋田市脇神字伊勢堂岱	31-9	山林
46	北秋田市脇神字伊勢堂岱	31-10	山林
47	北秋田市脇神字伊勢堂岱	31-11	山林
48	北秋田市脇神字伊勢堂岱	31-12	山林
49	北秋田市脇神字伊勢堂岱	31-13	山林
50	北秋田市脇神字伊勢堂岱	31-32	山林
51	北秋田市脇神字伊勢堂岱	31-33	山林
52	北秋田市脇神字伊勢堂岱	31-34	山林
53	北秋田市脇神字伊勢堂岱	31-35	山林
54	北秋田市脇神字伊勢堂岱	31-36	山林
55	北秋田市脇神字伊勢堂岱	31-37	山林
56	北秋田市脇神字伊勢堂岱	31-38	山林
57	北秋田市脇神字伊勢堂岱	31-39	山林
58	北秋田市脇神字伊勢堂岱	31-40	山林
59	北秋田市脇神字伊勢堂岱	31-41	山林
60	北秋田市脇神字伊勢堂岱	31-42	山林
61	北秋田市脇神字伊勢堂岱	31-46	山林
62	北秋田市脇神字伊勢堂岱	31-47	山林
63	北秋田市脇神字伊勢堂岱	31-48	山林
64	北秋田市脇神字伊勢堂岱	32	山林
65	北秋田市脇神字伊勢堂岱	34	山林
66	北秋田市脇神字伊勢堂岱	36	山林
67	北秋田市脇神字伊勢堂岱	37	山林
68	北秋田市脇神字伊勢堂岱	38	山林
69	北秋田市脇神字伊勢堂岱	39	山林
70	北秋田市脇神字伊勢堂岱	40	山林
71	北秋田市脇神字伊勢堂岱	41	山林
72	北秋田市脇神字伊勢堂岱	42-2	山林
73	北秋田市脇神字伊勢堂岱	42-3	山林
74	北秋田市脇神字伊勢堂岱	44	山林
75	北秋田市脇神字伊勢堂岱	48	山林
76	北秋田市脇神字伊勢堂岱	49-1	山林
77	北秋田市脇神字伊勢堂岱	49-2	山林
78	北秋田市脇神字伊勢堂岱	51	山林
79	北秋田市脇神字伊勢堂岱	53-1	山林
80	北秋田市脇神字伊勢堂岱	53-2	山林
81	北秋田市脇神字伊勢堂岱	54-1	山林
82	北秋田市脇神字伊勢堂岱	54-2	山林
83	北秋田市脇神字伊勢堂岱	54-3	山林
84	北秋田市脇神字伊勢堂岱	56-1	山林
85	北秋田市脇神字伊勢堂岱	56-5	山林
86	北秋田市脇神字伊勢堂岱	56-6	山林
87	北秋田市脇神字伊勢堂岱	59	山林

表1 指定地の地籍状況一覧

第3章 史跡の本質的価値

第1節 遺構と遺物

本史跡では、4つの環状列石をはじめ掘立柱建物跡や、配石遺構等の検出遺構、土器・土製品・石器・石製品等の出土遺物が確認されている。以下に示す。

(1) 主な検出遺構

これまで発掘調査を行った地点（図7）についてその成果に基づき、地区区分（図12）を行い、ここでは主要な遺構（図8）について記述した。

① 4つの環状列石

本史跡が立地する舌状台地の北西端部に群集するように、4つの環状列石が構築されている（図9）。環状列石は広く掘削した広場をつくり、周りに大量の礫（河原石）を円形に配置している。礫の石材はヒン岩・安山岩が多く、そのほとんどは米代川やその支流から持ち込まれた。環状列石の配石下や円環の内側には土坑墓がつけられている。環状列石は同心円状の構造で、列石の外周に掘立柱建物跡やフラスコ状土坑などの貯蔵穴が配置している。

環状列石A

第2次調査で発見された楕円形の環状列石である。直径は約36mで、北側に張り出し部を持つ。東側にも弧状の配石列を検出していることから、2重の円環を意識している。

環状列石B

第2次調査で発見された弧状の環状列石である。確認長径15mで、配石列がない部分にも掘立柱建物跡の存在が確認されており、円環を意識していたことが窺える。

環状列石C

三重の円環で構成されていて、直径は約45mで国内最大級の環状列石である。第2次調査で環状列石Aの南側で検出した柱穴群が、列石Aとは反対側に展開することから存在が確認された。列石内側の広場部分の土を削り窪地状にして、削った土を列石の礫を配置するところに盛土している。

環状列石D

ハンドボーリング探査で発見した4つ目の環状列石である。直径36mの2重の円環で、内帯と外帯の間に小形の配石遺構が配置される。

② 掘立柱建物群

環状列石の周囲を巡るように掘立柱建物群を検出している。建物は6本の柱が亀甲形に配置するものがほとんどである。同じ場所に重複するように検出されることから、短期間に建替えが繰り返されていたと考えられる。

③ 配石遺構

花の形をした配石遺構や直径10mの環状のもの、直径60cmの二重の石の環など、様々な配石遺構が確認されている（図10）。中には土坑墓の上につくられ、墓標の役割を持ったものもある。

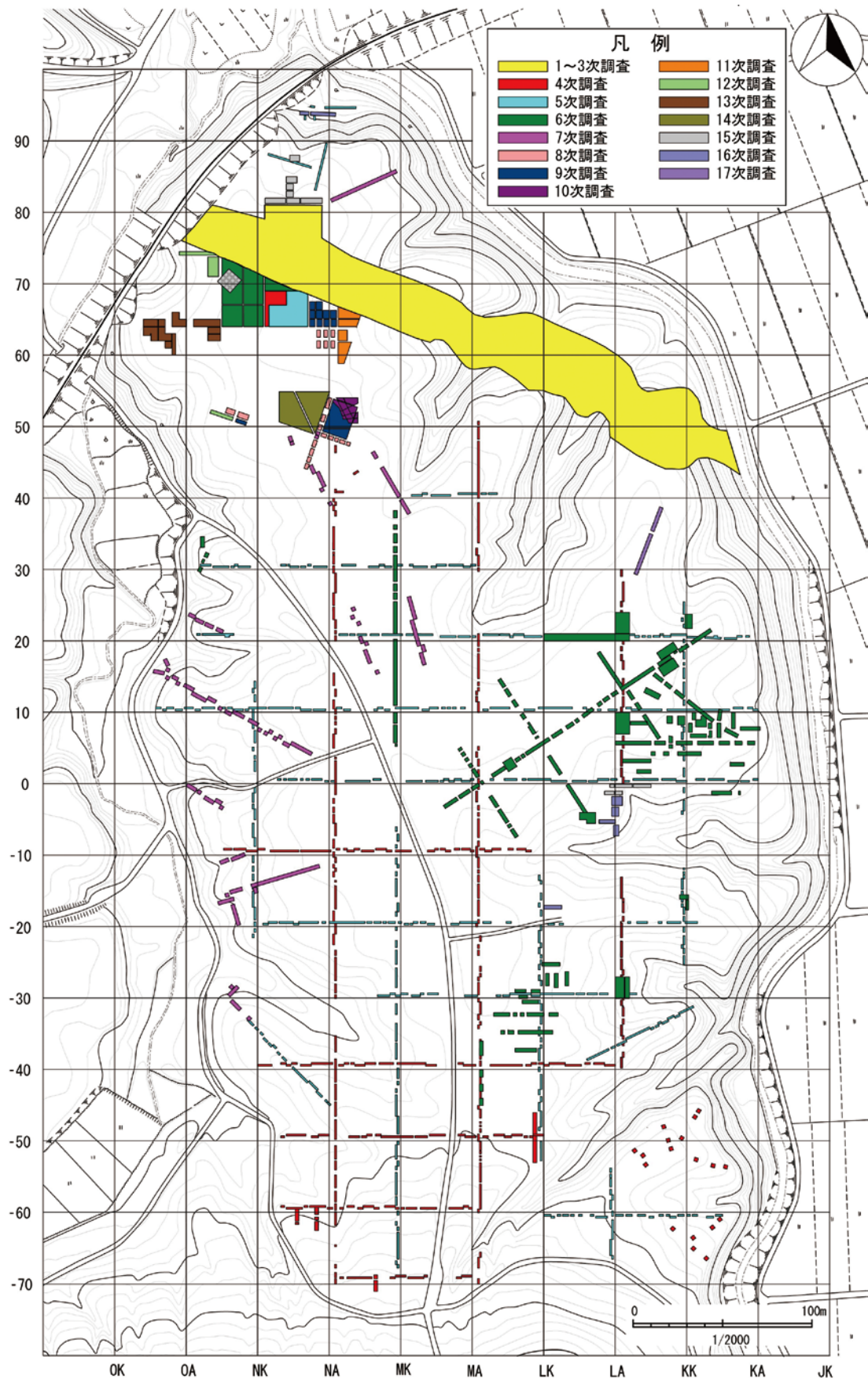


图7 発掘調査区

年次	調査年	調査の目的	主な成果	面積
第1次調査	平成6年	道路予定における遺跡の範囲を確認		
第2次調査	平成7年	道路予定地の調査	環状列石A・B、掘立柱建物跡、捨て場を検出。	7,047 m ²
第3次調査	平成8年	道路予定地の調査	環状列石Cの発見。	
第4次調査	平成9年	遺跡の範囲確認	遺跡の南限を確認。	1,527 m ²
第5次調査	平成10年	遺跡の範囲確認と環状列石Cの面的調査	環状列石Cの規模と土地改変の痕跡を発見。	2,336 m ²
第6次調査	平成11年	遺跡の範囲確認と環状列石Cの面的調査	遺跡内の土地利用の様相を明らかにした。	3,007 m ²
第7次調査	平成12年	ハンドボーリング調査	環状列石Dを発見。	727 m ²
第8次調査	平成13年	環状列石Cの外周施設の確認、環状列石Dのトレンチ調査	環状列石Cの東側で掘立柱建物跡を検出。環状列石Dでは列石内側を掘削し構築していることを確認。	223 m ²
第9次調査	平成14年	環状列石Dの構成礫の内容など	環状列石Dの1/4を面的に発掘し、外帯の構成礫を確認。	410 m ²
第10次調査	平成15年	環状列石Dの外周施設の確認など	外周に掘立柱建物跡を検出し、他の列石と同様の構造であることを確認。	291 m ²
第11次調査	平成16年	環状列石Cの東側の人工地形の年代確認など	前年度検出の人工地形が近代の所産であることを確認。	214 m ²
第12次調査	平成17年	ハンドボーリング調査・地形測量など	環状列石周辺の礫の分布や地形の状況を明らかにした。	6,084 m ²
第13次調査	平成18年	環状列石Cより西側で調査	列石に伴う掘立柱建物跡、配石遺構、竪穴遺構等を検出。	326 m ²
第14次調査	平成19年	環状列石Dの北西部を調査	列石の構築単位・石室等の解明。列石外周には掘立柱建物跡を構成する柱穴を確認。	477 m ²
第15次調査	平成20年	環状列石Aの全体像を確認	構成礫の北端部分を調査し、道路状遺構を検出。遺跡東部の溝状遺構SD05の広がりを確認。	288 m ²
第16次調査	平成21年	道路状遺構の広がりを確認	引き続きSD05を調査し、南東部分を把握。	144 m ²
第17次調査	平成22年	環濠の年代確認のため、トレンチ調査を実施	台地中央部の配石遺構の広がりをハンドボーリング調査で確認。	76 m ²

第1～3次は秋田県埋蔵文化センター、第4～11次は鷹巣町教育委員会、第12次以降は北秋田市教育委員会が実施。

表2 調査成果

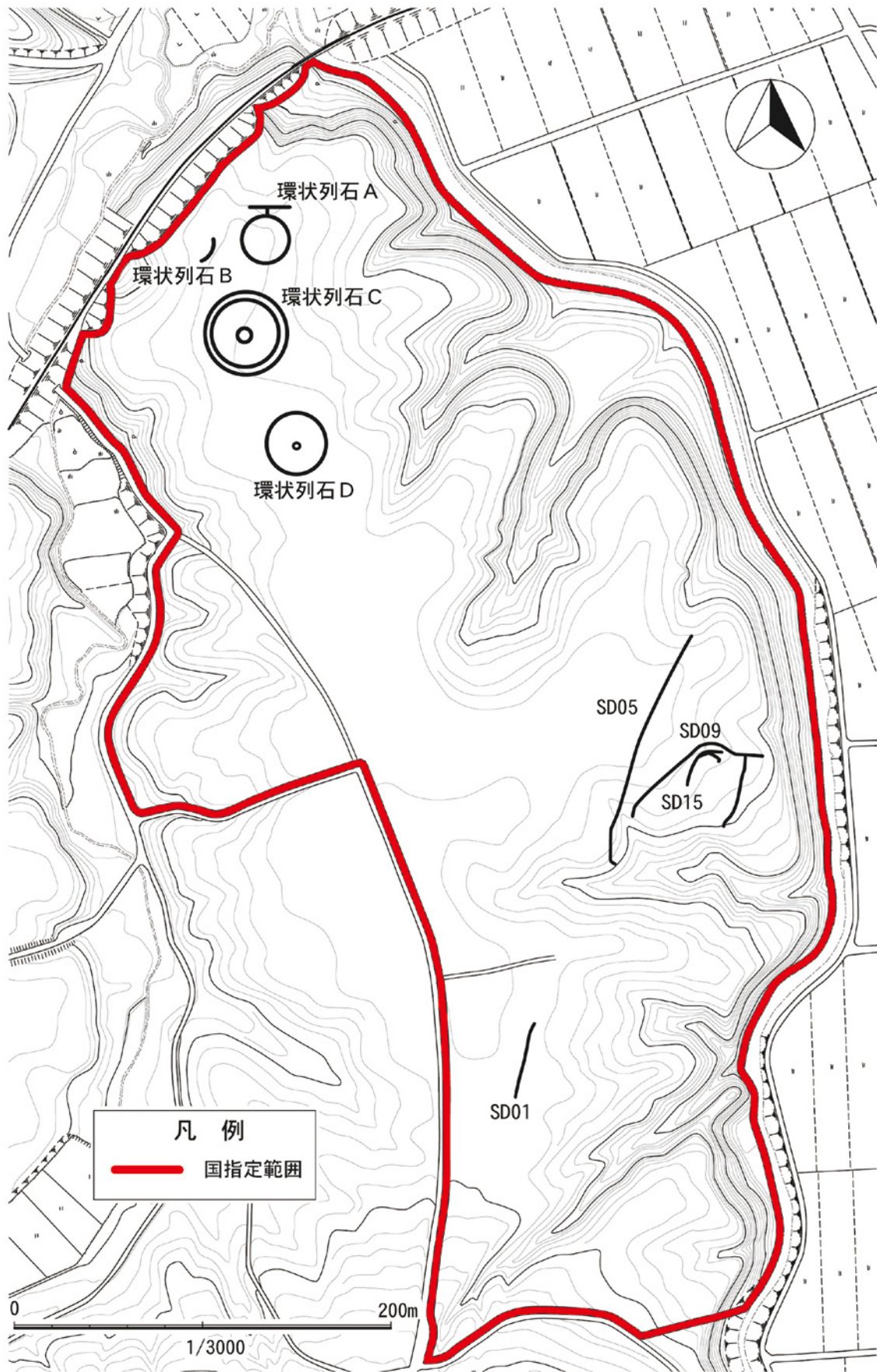


圖 8 遺構分布概念圖

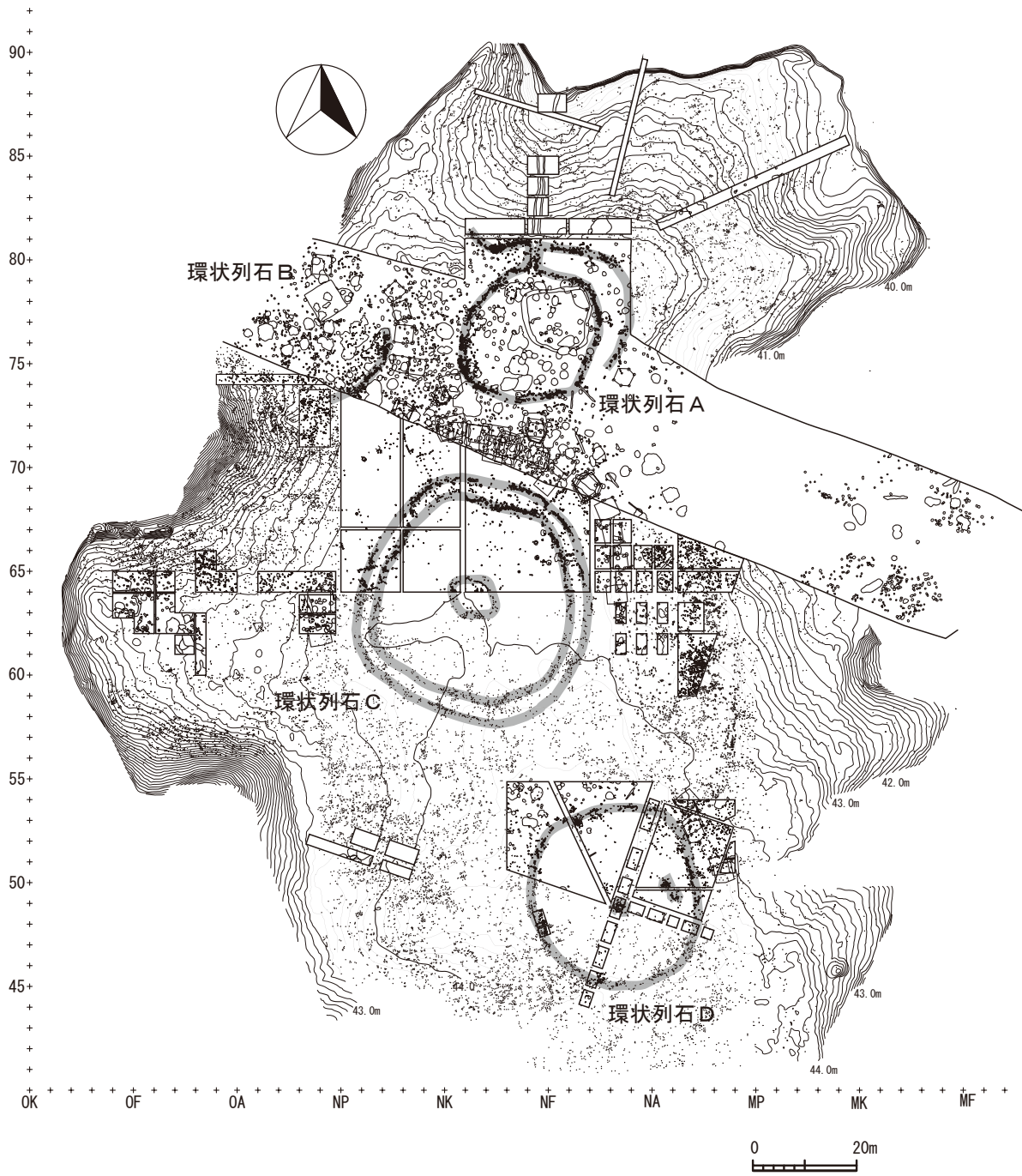


図9 エリア①-1における遺構分布

また、配石遺構ではないが、おびただしい数の石が広い範囲に散在している集石遺構も見つ
かっている。

④土坑墓

環状列石の内側や周辺から多くの墓が見つかっている。環状列石の下部から何度も掘り返し
広げられていた土坑墓（大形不整形土坑墓）や単独の土坑墓、さらには柱の穴に囲まれ上屋（屋
根）が架かっていた土坑墓などもある。これらの土坑墓からは人骨は残存していないが、石刀、
三脚石器、鐸形土製品など「第二の道具」が発見されることがある。

⑤埋設土器

土坑に遺体を葬り一定期間経ったあと、遺体を取り出し、土器に骨を納めたと推測される土
器棺墓で、環状列石から出土している。

⑥沢（捨て場）

列石Aの東に隣接する沢から、縄文土器や石器、土製品や石製品など様々な出土品が見つ
かっている。環状列石での葬祭に使用された道具を捨てた（納めた）、「もの送り」の場と考えられる。

⑦溝状遺構

当遺跡の台地東側の地域では、沢に挟まれた地形を区切る溝が見つかり、幅1.2m、深
さ50cm、全長100mに及ぶ大規模なものも存在している（図11）。

⑧中世の環壕

台地北東部に位置する二重の環壕を確認している。東側に土橋も認められる。発掘調査から

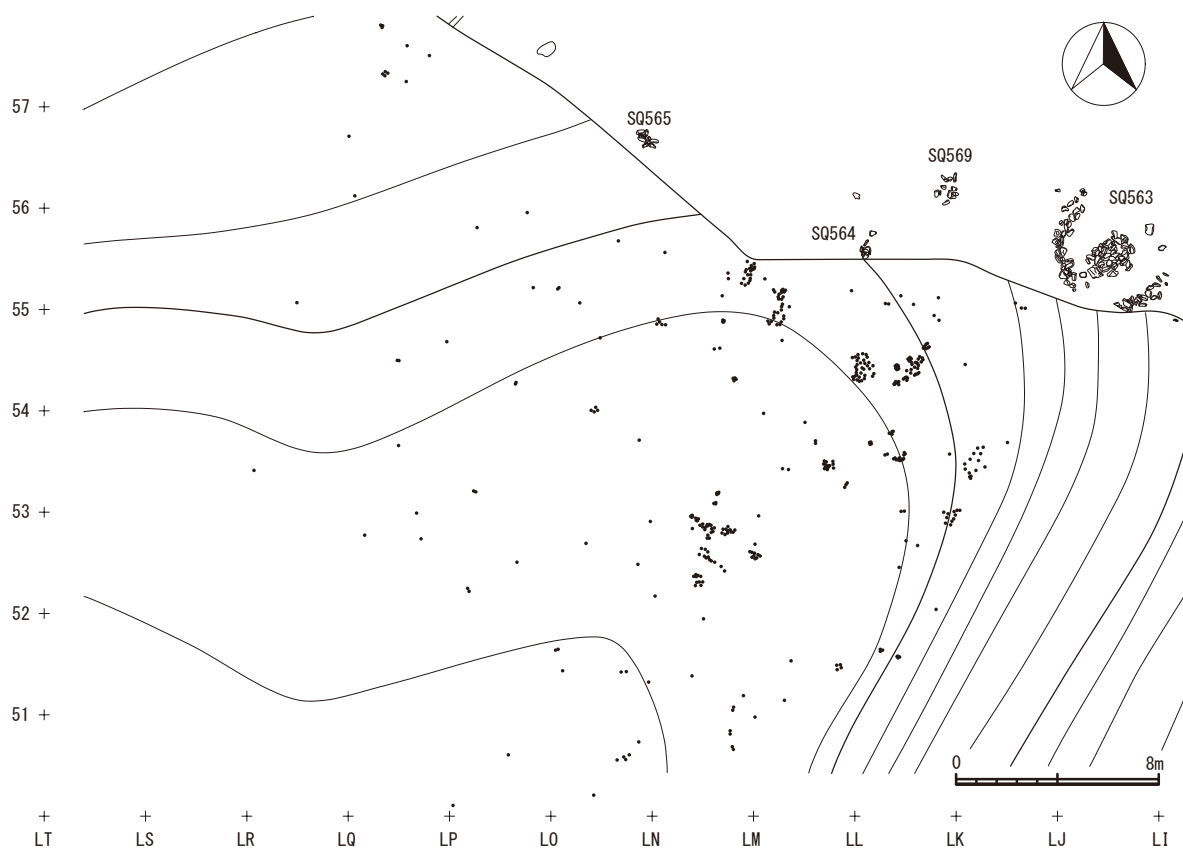


図10 エリア①-2における配石遺構分布

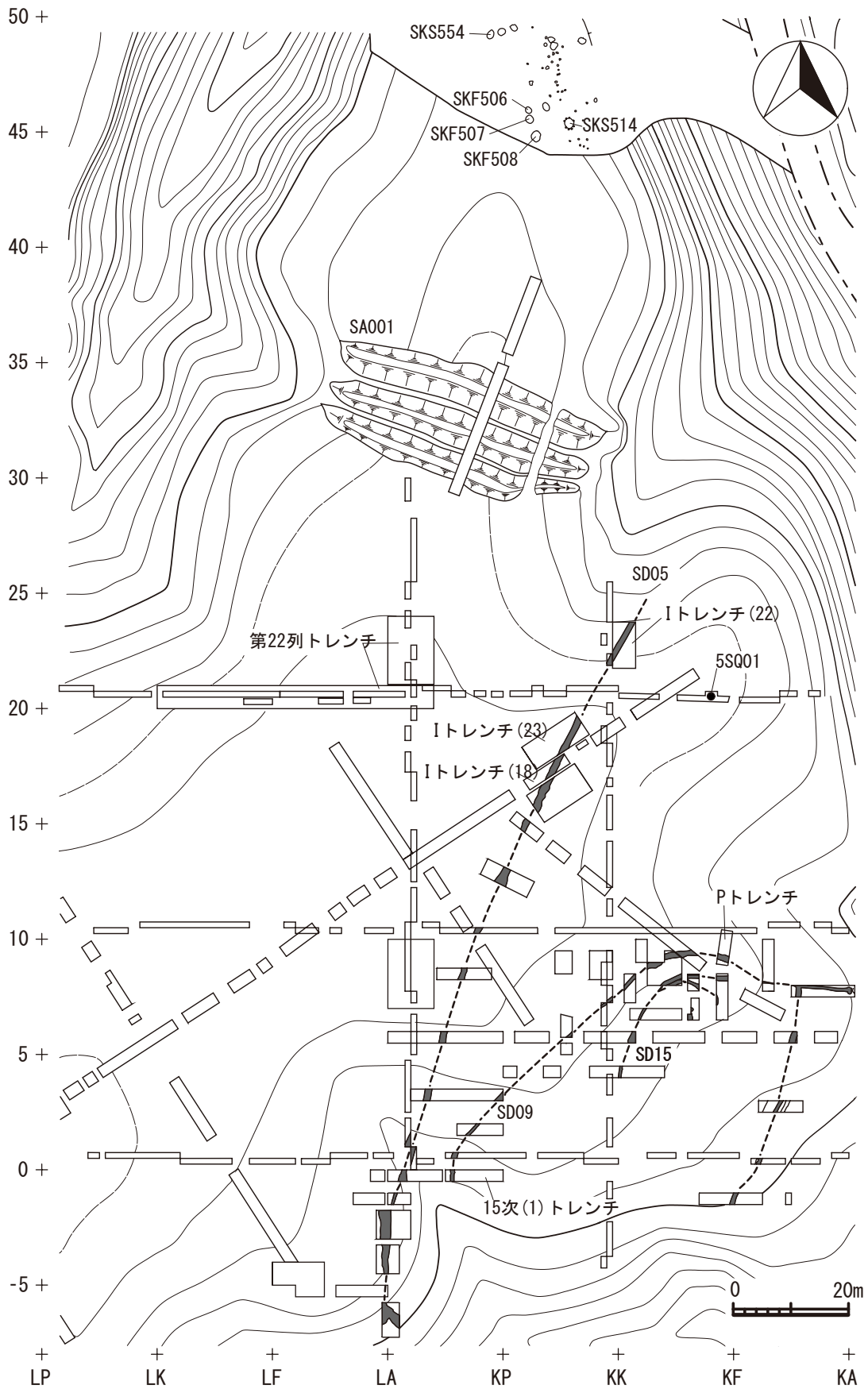


図11 エリア①-3における遺構分布

構築年代は中世と比定している（図11）。

（2）主な出土遺物

①縄文土器

土器の形は豊富で、深鉢、鉢、壺、皿などが出土している。ほとんどが縄文時代後期前葉の十腰内I式土器と呼ばれるもので、土器の表面には渦巻模様等の幾何学的な模様が描かれることが多い。

②土製品

きのこ形土製品、動物型土製品、鐸形土製品、渦巻文土製品、ミニチュア土器（赤彩）、指輪形土製品などさまざまな土製品が出土している（写真3）。装飾品や儀式に使われた道具と考えられている。本史跡から出土する土偶は板状のことが多い。完形で出土することは稀で、ほとんどは一部が欠けるか、破片の状態出土する。

本史跡からは繰り返し掘り返された土坑の覆土から焼土層などとともに出土することが多く、再葬を行うときの、儀式に用いられた可能性がある。

③石器

石鏃や石槍、石匙、石斧などの石器類が出土している。また、用途不明の三脚石器が大量に発見されていることが本史跡の特徴でもある。



写真3 マツリの道具

(3) 史跡の本質的価値

本史跡の最大の特徴は近接した4つの環状列石である。そのうちのひとつ、環状列石Cは国内最大級であり、3つ以上の環状列石が密集する遺跡は全国でも他に例がない。

①近接した複数の環状列石をもつ広大な祭祀の場

本遺跡の中でもエリア①-1は、直径30m以上の環状列石（A・B・C・D）が4つ集中し、それぞれの環状列石の外周には、掘立柱建物跡、貯蔵穴、捨て場が同心円状に広がっている。また、環状列石からは葬送儀礼に関わるマツリの道具が多く発掘されている。このことから、ここは縄文時代後期前葉の大規模な祭祀の場として利用されたことがわかる。

台地南側にも平坦な土地は広がっているにも関わらず、エリア①-1（図9）という狭い空間に環状列石を集中させることは、選地に特別な意味が与えられている。近年の研究では、夏至の日の出、冬至の日の入りといった二至二分の方向性を意識して、遺跡の選地や環状列石が造営されることが指摘されている。伊勢堂岱遺跡においても、北側に広がる白神山地の山並みとともに天体の運行を意識している可能性が推測される。

②大規模な土木工事

環状列石の構築にあたっては、土地の削平、盛土などの地形改変を伴う大規模な土木工事を多くの労働力と時間を投入して行っている。また、配置される大量の礫は、本遺跡から5~7kmも離れた河原のものを選別し、運搬したと推察される。

これら地形の改変や礫の運搬を成し遂げるには、組織立った労働力が必要である。それを可能とした背景には、縄文人の社会や組織、集団に属する人々の世界観、関係性があったと考えられる。

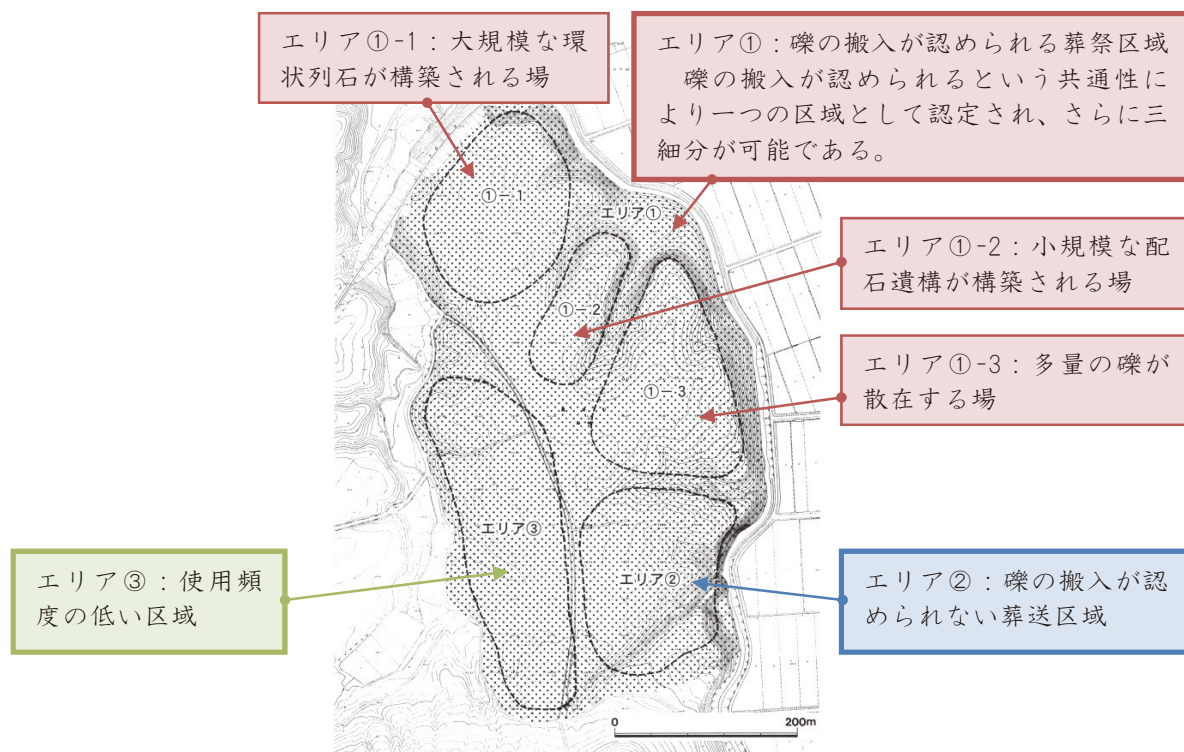


図12 台地の様相

③縄文時代後期の祭祀に関わる遺物

4つの環状列石の周囲、或いは捨て場等の遺構からは、数多くの祭祀遺物が出土している。主に土偶、キノコ形土製品、鐸形土製品、動物形土製品、石剣類、三脚石器が目立ち、特に土偶は200点近く出土しており、同時代の関連遺跡と比較し、数量が非常に多く、本遺跡の祭祀の特徴を示すものと考えられる。

第2節 指定後に追加された価値の評価

(1) 環状列石以外の新たな出土遺構

①道路状遺構の検出

第16次調査では、環状列石Aより北側において、幅約40cmの帯状に延びる複数基の硬化面を縄文時代の土層で確認した。道路状遺構と呼んでいる。

②溝状遺構の全容検出

第4次調査ではじめて確認したものである。遺構南端と沢との連結を確認するための調査をしたところ、排水のための造営は考えにくく、土地を区画するための溝と推測している。

③掘立柱建物跡の構造

掘立柱建物跡は、マツリの施設、住居跡、貯蔵施設やモガリ屋など用途を想定されており、今日でも様々な研究がなされている。

伊勢堂岱遺跡の発掘調査では、掘立柱建物跡を構成する6本柱の内側に地床炉を配置するものを確認していることから、平地式の建物構造であることを指摘した。

(2) 自然科学的分析

①花粉分析

本遺跡の古環境を復元するために、自然科学分析も実施している。本遺跡隣接地に低湿地でボーリング調査を行い、花粉の採取を行った。しかし、3箇所ですり採取を実施したにも関わらず、本遺跡と同時代の試料を得ることはできなかった。縄文時代後期と同環境である縄文時代晩期のサンプルから、本遺跡の環境を復元することにした(図13・14)。

また、環状列石構成礫直下の土壌を採取し、花粉分析を実施した。その結果、草類が多く、開けた土地であったことが判明している。本遺跡の土壌は微粒炭が多く含まれることから、整備検討委員からは火入れの可能性も指摘されている。

②年代測定

本遺跡の上限と下限年代を把握するために放射性炭素年代(AMS年代)および炭素・窒素安定同位体年代を調査した(表3・4)。その結果、暦年較正年代は、最も古いもので、2271~2135calBC、2271~2065calBC、最も新しいものが1941~1784calBCの間に各々複数の範囲で示され、おおよそ縄文時代後期前葉頃に相当する年代値と考えられる。

(3) 関連遺跡との比較

同時代の遺跡では、約100km離れた米代川上流に位置する特別史跡大湯環状列石が有名である。大湯環状列石は2つの環状列石(万座・野中堂)を主体とした遺跡で、2つの環状列石

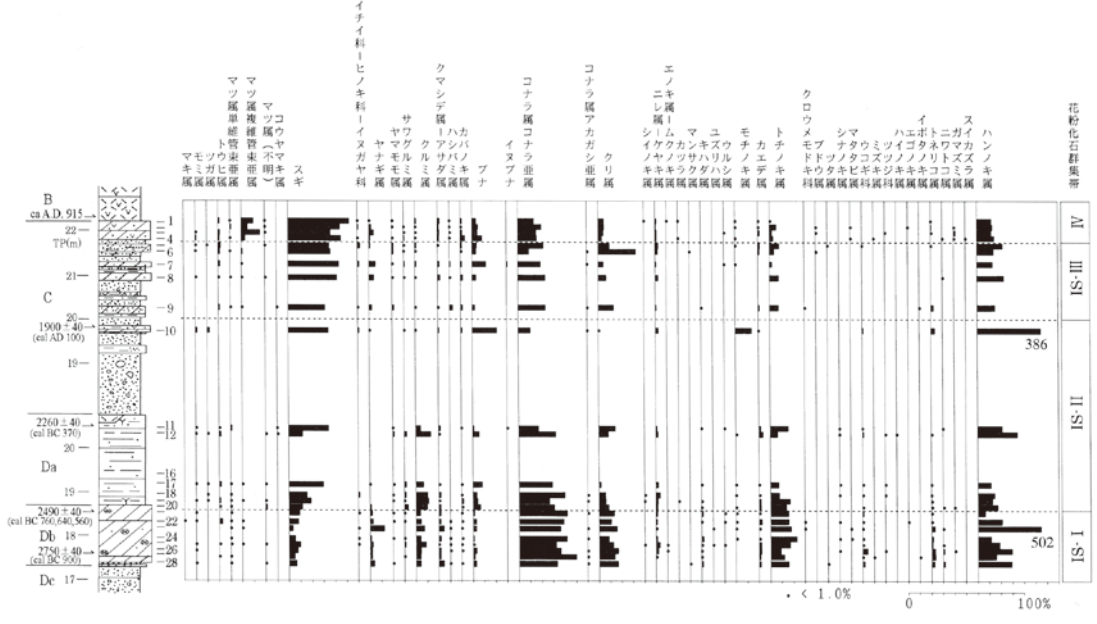


図8 伊勢堂岱遺跡北東側低地コアの樹木花粉変遷図
 (出現率は、ハンノキ属とヤナギ属を除いた樹木花粉数を基数として百分率で算出した)

図13 北東側低地コア樹木花粉変遷図

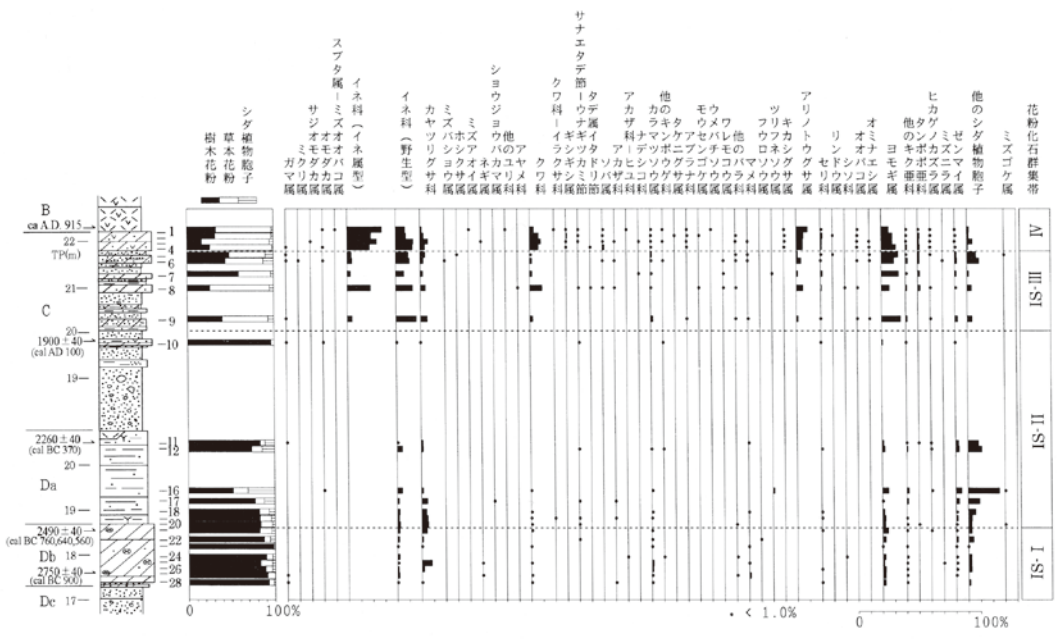


図9 伊勢堂岱遺跡北東側低地コアの草本・胞子変遷図
 (出現率は、花粉・胞子数を基数として百分率で算出した)

図14 北東側低地コア草本・胞子変遷図

測定番号	$\delta^{13}\text{C}$ 補正なし		暦年較正用 (yrBP)	1 σ 暦年代範囲	2 σ 暦年代範囲
	Age (yrBP)	pMC (%)			
IAAA-102561	3,560 \pm 30	64.17 \pm 0.22	3,548 \pm 28	1941calBC - 1878calBC (55.9%) 1840calBC - 1827calBC (7.8%) 1793calBC - 1784calBC (4.5%)	1973calBC - 1861calBC (66.7%) 1851calBC - 1772calBC (28.7%)
IAAA-102562	3,760 \pm 30	62.60 \pm 0.22	3,721 \pm 29	2195calBC - 2174calBC (13.2%) 2145calBC - 2121calBC (15.8%) 2095calBC - 2041calBC (39.1%)	2201calBC - 2032calBC (95.4%)
IAAA-102563	3,770 \pm 30	62.52 \pm 0.21	3,757 \pm 28	2271calBC - 2259calBC (5.1%) 2206calBC - 2135calBC (63.1%)	2285calBC - 2247calBC (11.2%) 2234calBC - 2123calBC (70.3%) 2093calBC - 2042calBC (13.8%)
IAAA-102564	3,940 \pm 30	61.26 \pm 0.23	4,031 \pm 31	2579calBC - 2547calBC (24.0%) 2540calBC - 2489calBC (44.2%)	2830calBC - 2822calBC (1.1%) 2628calBC - 2472calBC (94.3%)
IAAA-102565	3,750 \pm 30	62.71 \pm 0.22	3,757 \pm 29	2271calBC - 2259calBC (5.6%) 2206calBC - 2135calBC (61.4%) 2068calBC - 2065calBC (1.2%)	2286calBC - 2247calBC (11.7%) 2235calBC - 2122calBC (69.2%) 2094calBC - 2041calBC (14.6%)
IAAA-102566	3,580 \pm 30	64.04 \pm 0.23	3,611 \pm 29	2022calBC - 1992calBC (24.4%) 1984calBC - 1932calBC (43.8%)	2108calBC - 2106calBC (0.3%) 2036calBC - 1889calBC (95.1%)
IAAA-102567	3,570 \pm 30	64.13 \pm 0.22	3,566 \pm 29	1954calBC - 1883calBC (68.2%)	2020calBC - 1994calBC (5.2%) 1981calBC - 1873calBC (80.1%) 1845calBC - 1815calBC (6.2%) 1800calBC - 1778calBC (3.9%)
IAAA-102568	3,810 \pm 30	62.24 \pm 0.22	3,853 \pm 28	2435calBC - 2421calBC (5.3%) 2404calBC - 2379calBC (11.6%) 2349calBC - 2281calBC (41.0%) 2250calBC - 2231calBC (8.0%) 2219calBC - 2213calBC (2.3%)	2460calBC - 2273calBC (79.0%) 2257calBC - 2208calBC (16.4%)
IAAA-102569	3,620 \pm 30	63.73 \pm 0.22	3,627 \pm 28	2027calBC - 1952calBC (68.2%)	2122calBC - 2094calBC (6.1%) 2042calBC - 1906calBC (89.3%)
IAAA-102570	4,210 \pm 30	59.19 \pm 0.21	4,268 \pm 29	2906calBC - 2884calBC (68.2%)	2924calBC - 2871calBC (93.2%) 2802calBC - 2779calBC (2.2%)
IAAA-102571	1,590 \pm 30	82.05 \pm 0.27	1,648 \pm 27	352calAD - 367calAD (8.6%) 381calAD - 429calAD (59.6%)	264calAD - 276calAD (1.5%) 331calAD - 441calAD (85.3%) 455calAD - 460calAD (0.4%) 485calAD - 532calAD (8.2%)

表3 年代測定値 (1)

測定番号	$\delta^{13}\text{C}$ 補正なし		暦年較正用 (yrBP)	1 σ 暦年代範囲	2 σ 暦年代範囲
	Age (yrBP)	pMC (%)			
IAAA-102572	1,570 \pm 30	82.26 \pm 0.27	1,638 \pm 26	383calAD - 434calAD (63.3%) 494calAD - 505calAD (4.9%)	341calAD - 465calAD (79.3%) 481calAD - 533calAD (16.1%)
IAAA-102573	3,530 \pm 30	64.44 \pm 0.22	3,627 \pm 27	2027calBC - 1952calBC (68.2%)	2121calBC - 2095calBC (5.5%) 2041calBC - 1908calBC (89.9%)
IAAA-102574	4,360 \pm 30	58.08 \pm 0.21	4,469 \pm 30	3328calBC - 3217calBC (47.8%) 3179calBC - 3159calBC (7.5%) 3123calBC - 3091calBC (12.8%)	3339calBC - 3207calBC (52.1%) 3195calBC - 3081calBC (32.8%) 3069calBC - 3026calBC (10.5%)

表4 年代測定値(2)

の中心と、それぞれの日時計状配石遺構の4点を結んだ延長線上に、夏至の日の入りがみえる。縄文人が環状列石の造営に天体の運行を組み入れた典型である。年代は縄文時代後期前葉から中葉まで継続し、本遺跡と比べると、やや長期間営まれた。

本遺跡と同時代遺跡の比較研究を北秋田市教育委員会と國學院大學伝統文化リサーチセンターが提携し、石倉岱遺跡の調査を実施した。平成21・22年の発掘調査では、柱穴等の遺構や、土器、土偶等の土製品、石器が出土した。当初の目的は、昭和33年に秋田県立鷹巣農林高等学校が発掘調査し、複数の配石遺構を発見した地点を確認し、本遺跡との比較研究を行うことだったが、旧調査区の特定には至らなかった。

(4) 石材調査

環状列石構成礫には様々な石材が用いられていることが遺跡発見当初から指摘されていた。縄文人の石材獲得の地点を推測すること、及び史跡整備の保存処理のための基礎データ収集を目的に、石材の保存処理のために伊勢堂岱遺跡調査検討委員会の藤本幸雄委員が、4つの環状列石の構成礫を1点ずつ石種・円磨度及び帯磁率を鑑定した。

その結果、凝灰岩、流紋岩、安山岩、ひん岩を主体とした20種類の石材で構成されていることが判明した(図15)。またそれらは、本遺跡周辺の米代川、小猿部川、湯車川といった河川や段丘面で、最大5km圏内から持ち込まれたことが推測されている。

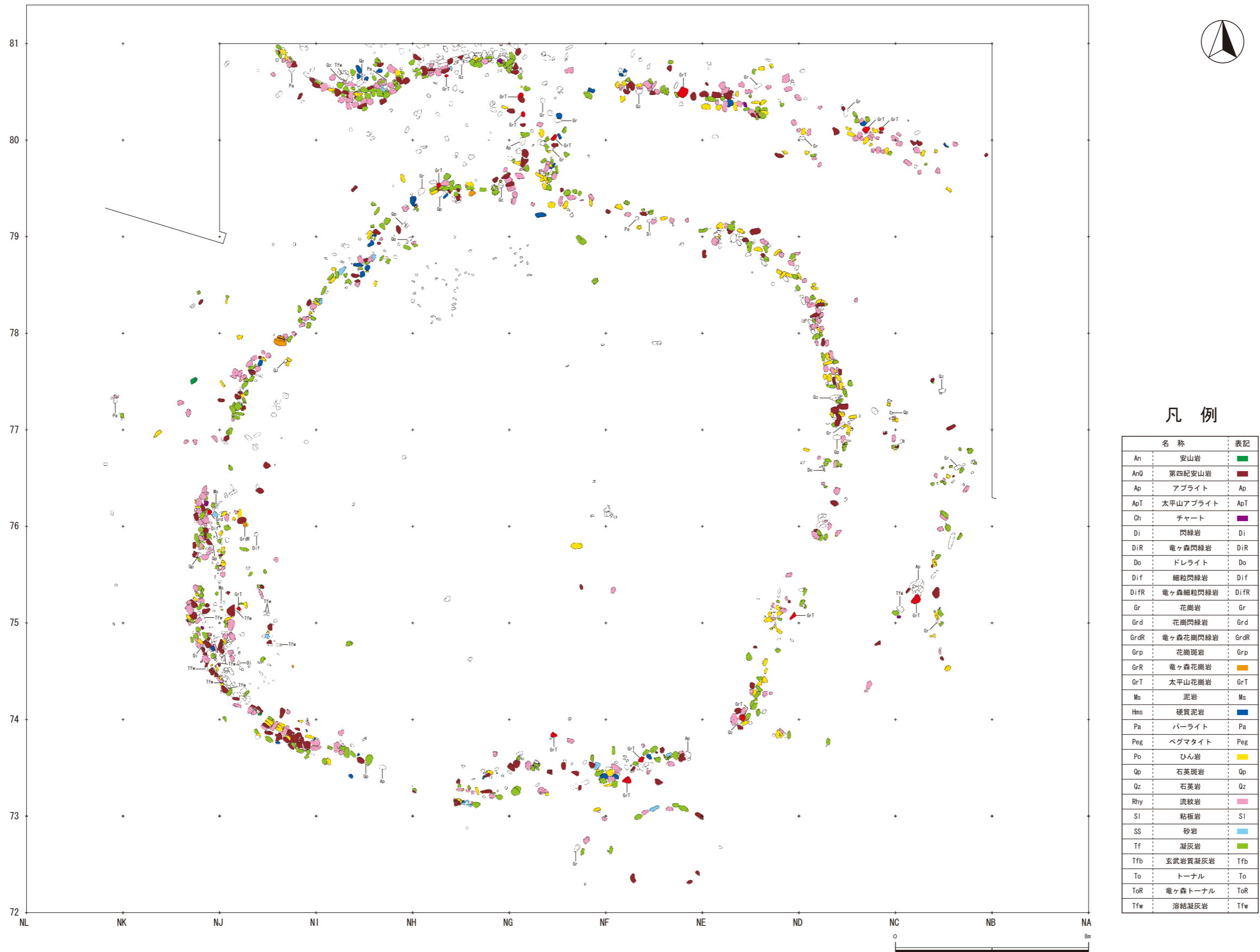


図15 環状列石Aにおける石材構成

第3節 史跡における構成要素

(1) 史跡の価値を構成する要素

分類	本質的価値を構成する諸要素
<p>地上に現れている遺構</p>	<p>○4つの環状列石 本史跡が立地する舌状台地の北西端部に群集するように、4つの環状列石が構築されている。環状列石は広く掘削した広場をつくり、周りに大量の礫（河原石）を円形に配置している。礫の石質はヒン岩・安山岩が多く、そのほとんどは米代川やその支流から持ち込まれた可能性が考えられる。3つ以上の環状列石が密集する遺跡は全国でも例がない。</p> <p>○配石遺構 花の形をした配石遺構や直径10mの環状のもの、直径60cmの二重の石の環など、様々な配石遺構が確認されている。中には土坑墓の上につくられ、墓標の役割を持ったものもある。</p>
<p>地下遺構</p>	<p>○掘立柱建物群 環状列石の周囲を巡るように掘立柱建物跡を検出している。建物は6本の柱を亀甲形に配置するものがほとんどである。これまでに合計46棟を確認した。</p> <p>○土坑墓 環状列石の内側や周辺から多くの墓が見つまっている。環状列石の下部から何度も掘り返し広げられた土坑墓や単独の土坑墓、柱の穴に囲まれ上屋（屋根）が架かっている土坑墓もある。</p> <p>○埋設土器 土坑に遺体を葬り一定期間経ったあと、遺体を取り出し、土器に骨を納めたと推定される埋設土器（土器棺墓）が環状列石から出土している。</p> <p>○沢（捨て場） 列石Aの東側に隣接する沢から、縄文土器や石器、土製品や石製品など様々な出土品が見つまっている。環状列石での儀式に使用された道具を捨てた（納めた）、もの送りの場と考えられる。</p> <p>○溝状遺構・環濠（全長100m超） 本遺跡の台地東側の地域では、沢に挟まれた地形を区切る溝が見つっており、幅1.2m、深さ50cm、全長100mに及ぶ大規模なものが存在している。</p> <p>○出土遺物（土器・石器・土製品・石製品） 地中に包蔵されている縄文時代後期の遺物は何にとっても最重要要素である。</p>
<p>自然</p>	<p>○台地 本史跡は、山地により馬蹄状に囲まれた鷹巣盆地の北部、米代川支流の小猿部川と阿仁川によって形成された、標高40～45mの舌状台地に位置する。</p>

(2) その他の諸要素

分類	その他の要素
自然	<p>○森林 本史跡における現状植生は、植林が困難な場所以外はスギ植林地が殆どである。スギが植林されていない急斜面の部分では、植林以前の自然植生（落葉樹林）が見られる。</p> <p>○縄文の森 整備前から自然に繁殖しているコナラ、ミズナラ、クリの木を成長させ、縄文時代の植生に近づけている。</p> <p>○環状列石からの眺望 本史跡から北側には白神山地や田代岳への眺望が確保されるとともに、夏至の日の出、冬至の日の入りの方向が意識されていたと考えられる。</p>
見学道等整備施設	<p>○見学道 木道が史跡東側に延びており、中世の空堀や、溝状遺構を見学するためのものである。</p> <p>○掘立柱建物跡 掘立柱建物跡の復元を行っている。柱表現と、柱穴、柱プランの3種類を復元している。</p> <p>○サイン 史跡標柱、遺構名称板、見学誘導板を設置している。</p> <p>○柵 環状列石内や、公開範囲外に見学者が近づけないようにするものである。</p>

(3) 周辺地域の要素（史跡外）

分類	周辺地域の諸要素
河川等	<p>○河川 台地の北～東縁には湯車川が流れ、その東部には水田地帯が広がっており、水田面と史跡との比高は約18mである。 なお、環状列石を構成する川原石は米代川、小猿部川、湯車川といった本遺跡周辺地域のものである。</p>
景観	<p>○山並み 鷹巣盆地の周囲には山地が連なり、本史跡から北側には世界遺産の白神山地や田代岳が見えるなど、信仰の対象となってきた。 また、北北西には残雪が馬の形に見えると田植えの季節とされてきた藤里駒ヶ岳（標高1,157m）がそびえる。</p>

モニュメント	<p>○旧道路橋脚</p> <p>旧県道予定地に建設された未完成の道路橋脚が遺跡周辺に3基保存されている。平成8年に県道の迂回が決定した時点から、開発を中止して遺跡を保存した象徴として親しまれている。うち1基は伊勢堂岱縄文館の隣接地にあり、橋脚の手前に土舞台を設置し、縄文まつり等のイベントステージとして活用している。</p>
ガイダンス施設	<p>○伊勢堂岱縄文館</p> <p>平成28年4月に開館したガイダンス施設で、出土品の展示、体験、ボランティアの活動拠点として利用されている。</p>
秋田内陸縦貫鉄道	<p>○駅舎</p> <p>小ヶ田駅が位置する。伊勢堂岱遺跡の見学者や地域の住民が利用する。</p> <p>○鉄道</p> <p>遺跡の西側を通過する。鉄道は1～2両編成で一日上下あわせて18本程度が停車し、急行は3本通過する。</p>



写真4 環状列石周辺



写真5 伊勢堂岱縄文館外観



写真6 旧道路橋脚

第4章 現状と課題

第1節 保存

環状列石は平成9年度以降、一般公開している。また、環状列石の保護措置については、露出展示を基本としながらも、石の崩落防止や遺構面（地表面）保護を目的とした盛土とともに、石材劣化状況等のカルテを基にモニタリングを行っている。また、平成9年から平成22年までは下記のような保存を行っていた。

①見学道はロープを張って順路とし、実物を露出展示し、遺構ごとに説明板を設置している。

また、掘立柱建物跡は柱穴部分にレプリカを設置し、その配置を示している。

②遺構の保存については、冬季における凍結融解の対策としてビニールシート等で環状列石を覆い、周囲の堆積土やセクションベルトには土嚢を置いて、土砂の流出や崩落を防いでいる。

③環状列石以外の検出遺構は基本的に調査終了後に埋め戻しているが、第2次調査の中央調査区で検出された配石遺構は、崩落防止のため、ビニールシートで覆っている。

④調査で生じた廃土は、旧道路予定地西側と環状列石D東側の沢に集めている。

北秋田市教育委員会では、史跡指定を受け、平成17年度から指定地内の公有化を進めた（図18）。平成19年度に史跡内すべての公有化を終えている。これにより、史跡範囲は156,066.65 m²に広がり、土地所有者とその所有割合は、秋田県が7%、北秋田市が93%の割合で、公有地



図16 史跡と緩衝地帯の範囲

化率は100%である。長期的に史跡範囲すべてを北秋田市が所有することで、一元管理することが望ましい。

平成25年度には史跡整備の一環で、ガイダンス施設や駐車場用地、周辺環境保護のために12,865.41m²の用地を取得した。

課題は、見学者数が増加することで遺跡の踏み込みによる影響が懸念される。過剰利用については注意を払わなければならない。

第2節 公開活用

①ガイドボランティア

伊勢堂岱遺跡ワーキンググループは、伊勢堂岱遺跡のために自ら提言し実行するグループである。平成9年に伊勢堂岱遺跡の保存・活用を目的とした「文化遺跡ワーキンググループ」として発足して以来、本史跡の簡易整備・啓発活動等を実践してきた。主な活動内容は、本史跡のガイド、PR活動、湯車川の清掃、冬季に縄文学習会の開催、縄文まつり、縄文シンポジウムの支援等多岐に亘る。

また、平成27年から子どもによるジュニアボランティアガイドを実施している。小学校3年から高校3年生までの児童・生徒で構成され、市内はもちろん、近隣の大館市からも参加する子どもも多い。5月の大型連休と8月の夏季休業期間中に活動し、史跡や縄文館展示の解説を行う。



写真7 カムバック縄文サーモン

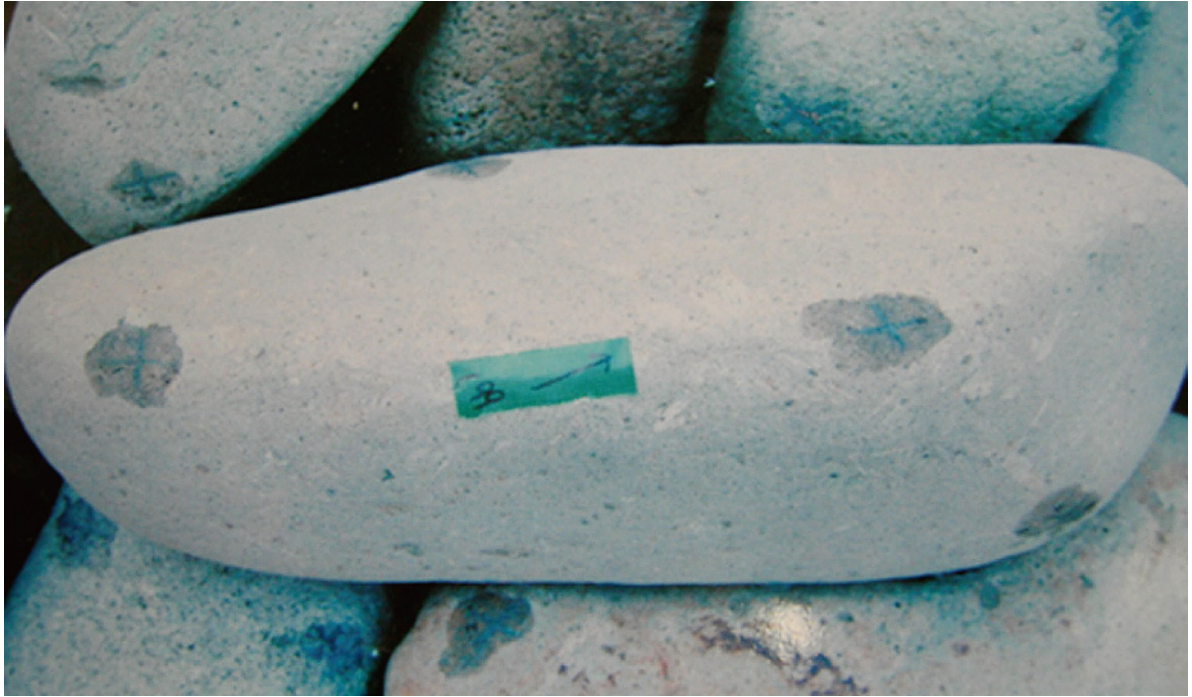


写真8 平成8年出土状況



写真9 平成18年状況



写真10 平成24年度状況



写真11 平成25年処理完了

②縄文まつり

当初は国指定を祝うために開催されたものであるが、現在は本史跡や縄文文化を分かりやすく子どもたちに伝えるためのイベントとして毎年開催されている。内容は体験学習を中心に、音楽祭などで構成されている。

③カムバック縄文サーモン

本遺跡の東縁には湯車川が北流し、秋になるとサケの遡上が確認されていた。一時期、遡上するサケの個体数が減少したことから、整備検討委員の小林達雄委員長の発案で、平成23年からサケの稚魚放流を毎年4月に行っている（写真7）。

④縄文シンポジウム

本史跡を中心に市内の縄文遺跡を取り上げ、遺跡の保存と活用や地域との関わりを考えるシンポジウムである。考古学研究者や、各分野の専門家、有識者等を招き、開催している。

⑤現地报告会

例年、発掘調査の成果を報告するために、現地报告会を開催している。近年では、森吉山ダム関連遺跡と共催するなど、各機関と連携し工夫を凝らしたイベントづくりに取り組んでいる。

課題については、イベントの協力者（ボランティア）の継続的な参加の呼びかけが必要である。

第3節 整備

本史跡では、「史跡伊勢堂岱遺跡整備基本計画（平成19年3月）」を策定し、全体計画の理念、



写真12 伊勢堂岱縄文館の展示室



図17 史跡内ゾーンニング

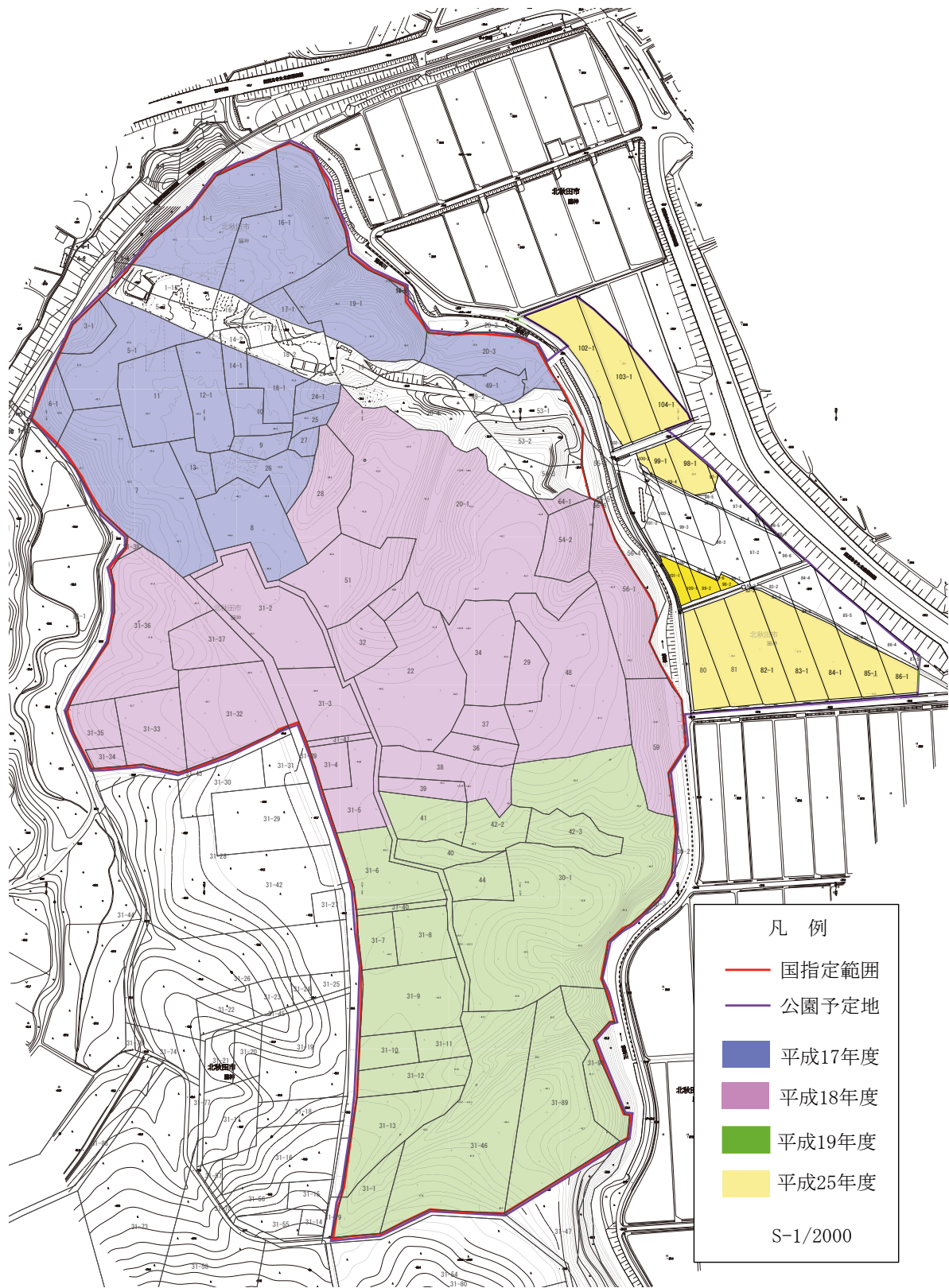


图18 用地取得範圍図



図19 第1期整備対象範囲



史跡伊勢堂岱全体配置図

図20 第1期整備全体図

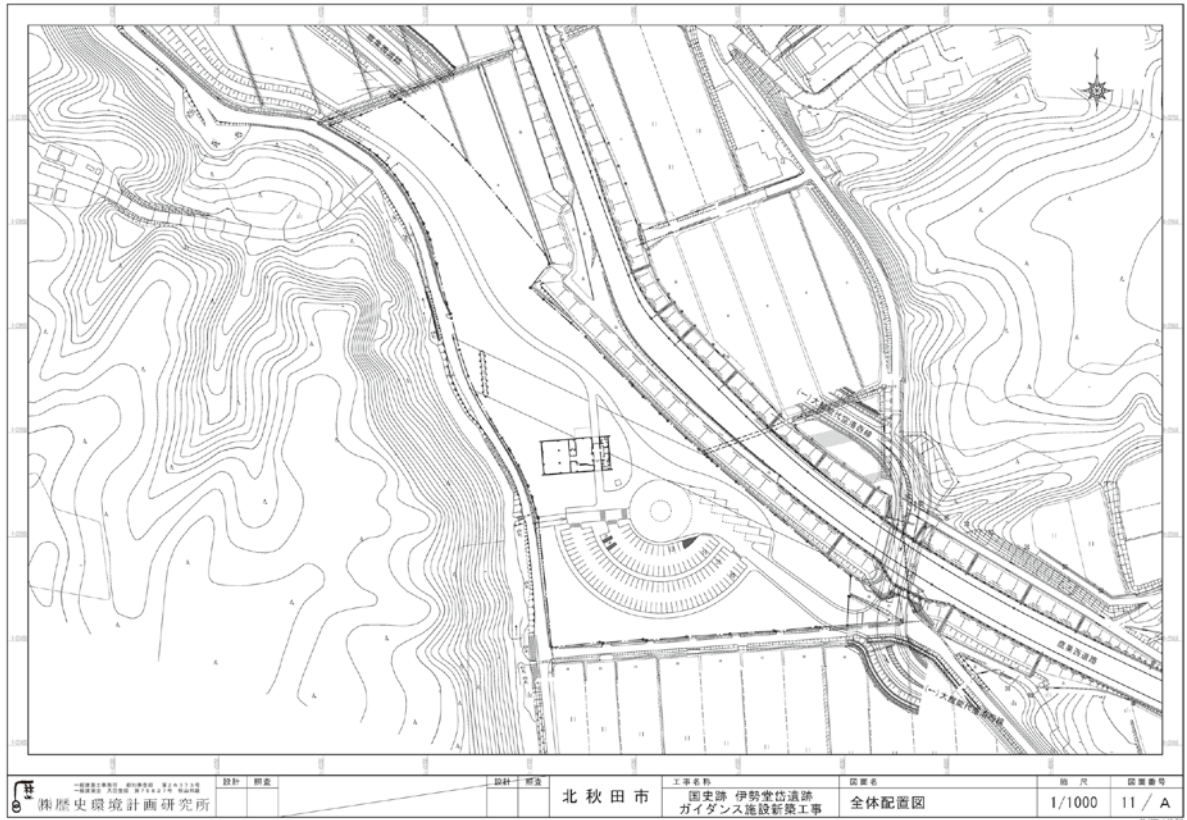


図21 伊勢堂袋縄文館配置図

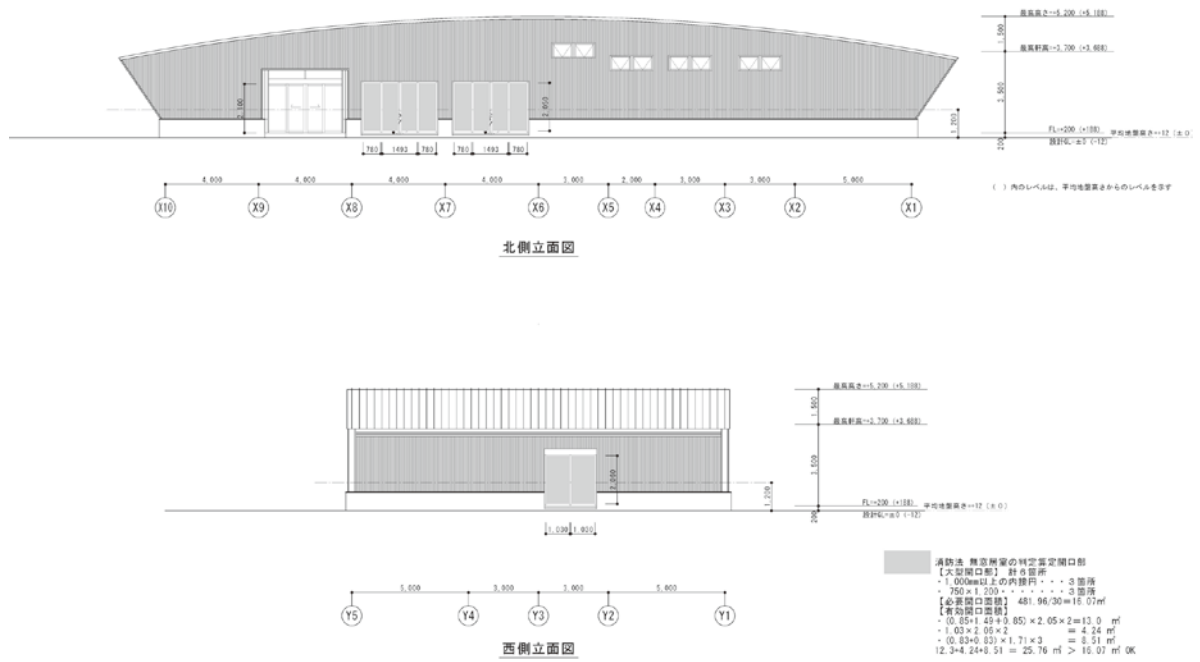


図22 伊勢堂袋縄文館立面図

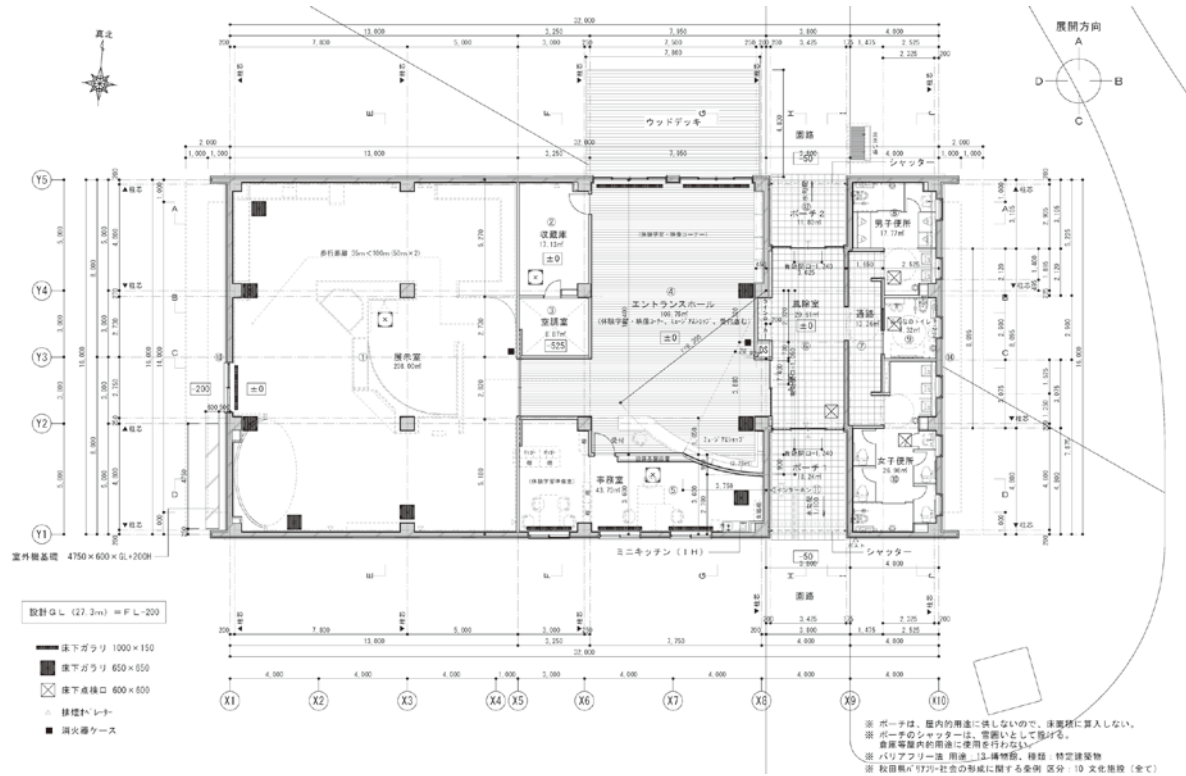


図23 伊勢堂岱縄文館平面図

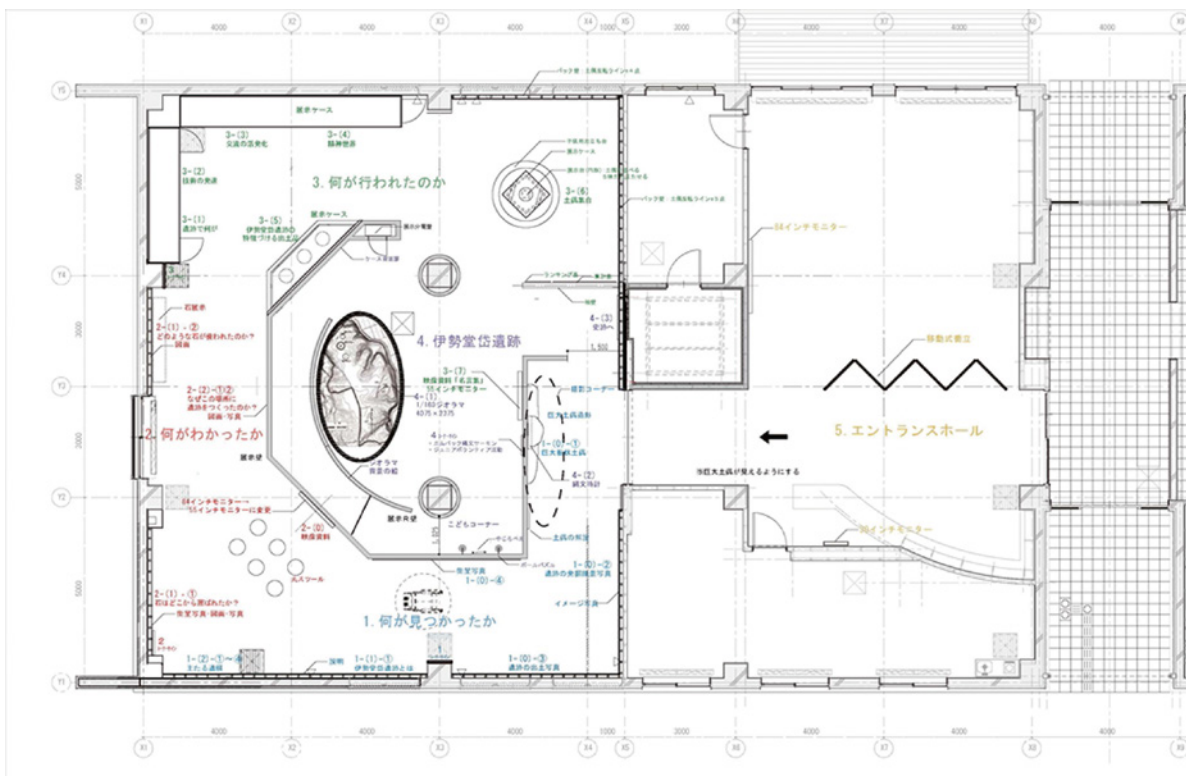


図24 伊勢堂岱縄文館展示平面図

活用の概念と計画、各種計画、具体的な保存整備計画等を定め、中・長期的な視点で保存整備を進めている（図17）。

例えば、植栽計画においては、縄文時代の風景をイメージさせるように、自然植生に沿った緑地の復元を目指しており、植林されたスギの伐採を行いながら、落葉広葉樹林へ戻す取組みが進められている。

平成23～29年の7ヶ年の期間で第1期見学環境整備を実施した（図19～21）。これは本史跡内の環状列石の保存公開をはじめ、ガイダンス施設や駐車場整備を含めた総合的な整備を実施しており、本史跡及びガイダンス施設である伊勢堂岱縄文館（図21～24）は平成28年4月23日に開館した。

伊勢堂岱縄文館は史跡の保存管理・展示・活用等の拠点として建設された。出土品の展示や映像で史跡の価値の伝達や、ボランティアの運営、体験学習・講座の実施等を年間を通して実施している。

課題は、中・長期整備地区について計画は存在するが、その実施について未定である。中・長期整備地区は、スギ林であり、公有化後は間伐や枝打ちも実施していない。そのような人の手が加わらない場所には様々な動物も現れることから、森林の整備も必要である。

第4節 運営・体制

本史跡の維持管理は、原則、教育委員会によって行っているものの、簡易整備や駐車場の草刈、本史跡東縁を流れる湯車川の清掃等は、伊勢堂岱遺跡ワーキンググループの協力を受け、ボランティアで行っている。

また、本史跡周辺においては、史跡の適切な保護を目的として、周辺地区で今後予想される開発に対して一定の規制を行うことも求められた。本史跡周辺では、「伊勢堂岱遺跡景観計画」を策定し、併せて「伊勢堂岱遺跡景観条例」を制定することで、一定規模以上の開発や史跡からの眺望に影響を与えそうな行為については、届出制度を設けた運用を行うものとしている。

課題は、専門職員による管理体制を継続的にしなければならない。環状列石を露出展示していること等の特殊性から、今後は専門的な知識をもつ職員を配置する体制が必須である。

第5章 保存管理計画の目標と基本方針

第1節 保存管理の目標

本史跡は、地下遺構がほとんどである縄文文化の遺構の中で、露出展示された環状列石が見られる数少ない遺構である。また、4つの環状列石が検出されている本史跡は、他に類例を見ない事例である。

このような環状列石及び関連する各遺構の確実な保存を実施するためには、本市が行う物理的な保存方法（石材の保存処理、保護盛土等）に加え、来訪者に対しても活用を通して保存の重要性を理解してもらうことが不可欠である。

本保存管理計画では、本史跡を適切に保存管理するために、様々な諸要素を正確に把握し、史跡の本質的価値を保護し顕在化させ、後世まで伝えることを目的とする。

第2節 保存管理の基本方針

前述した保存管理の目標を実現するため、本史跡を適切に維持・管理するとともに、来訪者への情報提供に努めることを基本方針とする。また、本史跡周辺には小ヶ田集落が位置し、現在も日常生活や営農が行われていることから、それら生活・生業に十分に配慮した保存管理の方法を定めることとする。基本方針は以下に示すとおりである。

(1) 構成要素の保存管理

管理団体である本市が、史跡の適切な保存管理に努める。本史跡の保存管理にあたっては、それらを構成する諸要素や土地の利用状況等を把握した上で、各要素（構築物や遺構・遺物等）の適切な保存管理の方法と、文化財保護法に基づく取り扱いを徹底する。

(2) 周辺環境の保全

本史跡周辺においても適切な保護を目的とし、関係法令による保全を推進する。

平成27年度に「伊勢堂岱遺跡景観計画」を策定し、行為の制限を定めたことから、その適切な運用が求められる。また、観光客等の増加に伴う新たな課題への対応も求められる。

(3) 経過観察の強化

本史跡の価値に対する影響を把握し、劣化を防ぐことを目的とする。

特に、環状列石、史跡、史跡周辺のそれぞれで、開発行為による圧力や環境問題による影響、自然災害による影響、観光圧力、その他（普及活動等の停滞による影響や人為的行為）による負の要因の抽出と、適切な観察指標の設定によるモニタリングに努める。

(4) 公開・活用の推進

見学環境の整備や保護だけでなく、積極的な公開・活用を図り、相乗効果の創出と向上を目指しながら、史跡の価値について理解を広げる。

また、史跡の特質等について、更なる解明に努める。

(5) 整備の方向性

第1期整備が完了し、今後、中・長期整備に移行するが、原則的に地区区分に基づいて更なる具体化を図るものとする。

(6) 運営方針及び体制の確立

確実な保存管理の推進に向けて、本市が中心となった保存管理の体制を明確化し、関係機関が施策に積極的に参加できるように配慮する。

本史跡は、平成17～19年の公有化後、北秋田市で管理が図られてきた。環境整備が完了した現在において、今後の活用事業の進展に伴い、本史跡を訪れる来訪者は増加しており、来訪者に対して安全に見学していただかなければならない。

このことから関係機関との連携体制を構築とともに、運営方法及び体制の拡充を図る必要がある。

第6章 保存管理

第1節 保存管理の方向性

(1) 保存管理の方法

本史跡は、発見当時から極めて保存状態の良い状態であることが明らかになっている。現在は平成19年に作成した『国指定史跡伊勢堂岱遺跡整備基本計画』に基づき、4つの環状列石を中心とした見学環境整備を進めている。そこでは指定地外部分も含めた台地全体の整備方針を述べており、「環状列石ゾーン」・「調査ゾーン」・「体験広場ゾーン」・「斜面緑地ゾーン」などに分類し、整備の方向性を示した。

短期的な整備地区とした環状列石ゾーンには、4つの環状列石が位置し、ほぼ全面を発掘調査した環状列石Aをはじめ、環状列石や配石遺構を露出展示している。その他の遺構は埋め戻したうえ、整備で必要な遺構は平面表示にしている。環状列石より外周で検出された掘立柱建物跡は柱を復元（レプリカ設置）し、配置が理解できるように表示している。

また、本来は林地が大多数を占めていたことから、整備基本計画に基づき、植栽の修景を実施している。短期計画として、20世紀に植林されたスギの間伐を進め、環状列石の周辺から順次伐採をしている。中・長期的には、自然植生である落葉広葉樹林へ復元することを目指す。

さらに、史跡内には休小屋などの構造物は造らず、人工物は極力排除し、縄文時代の佇まいを創出する。一方、史跡の本質的価値の理解を広げるため、史跡周辺で整備を進めている平成28年度に開館したガイダンス施設（伊勢堂岱縄文館）との一体的な公開・活用方策が求められる。

本史跡を適切に保存管理するための方向性として、史跡の本質的価値や、それに密接に関わる諸要素の理解を抽出し、保護することが求められている。

(2) 文化財保護法による現状変更の制限

以下のような行為は制限をされている。

- ①現状変更等の許可申請の対象となる行為
- ②現状変更等の許可が不要な行為
- ③滅失・き損や劣化している箇所を原状に戻すための行為

(3) 保存への取り扱い方針及び取り扱い基準

史跡指定地全域の公有化が終了している。今後、現状変更の主体となるのは、史跡の保存管理や整備活用に伴う行為である。このことから、下記のような取り扱い方針を示す。

○現状変更取扱方針

- ・原則、地下遺構に影響を及ぼす行為は行わない。
- ・地形の形質変更は行わない（ただし、軽微なものもしくは活用に係る整備を除く）。
- ・地下遺構の様相確認が必要な場合、探査もしくは最低限の発掘調査を行う。

第2節 具体的な施策

(1) 保存管理の徹底

国内の多くの遺跡が埋蔵文化財である中で、本史跡の環状列石のように露出展示で公開されている遺跡は、全国的にも非常に稀であり、保存管理の徹底が不可欠となっている。このため、本市では、史跡全体の見回り、点検業務や清掃、草刈り、樹木管理等の一般的な維持管理に加え、環状列石の石の劣化等の経過観察を継続的に実施している。

今後は、観光客の増加等による人為的被害も想定されることから、経過観察（モニタリング）を重視しながら、適宜、観察指標の追加を行うなど、適切な保存管理に努める。

(2) 監視体制の構築

防犯の対象事項としては、環状列石や埋蔵文化財（遺構・遺物等）そのものに対するき損、植栽、ロープや説明板等へのいたずら、部材・備品等の盗難などが想定される。

史跡の公開時には、管理スタッフが観光客の行動を把握したり、周辺を巡回するなどの防犯対策を必要とする。

また、平成28年度に伊勢堂岱縄文館が開館し、順路設定を行いながら、効率的かつ効果的な監視が求められる。

さらに世界遺産登録の推進により本史跡の注目度が高まることが予想されることから、巡回経路や巡回頻度の見直しなど監視体制の強化を図るとともに、来訪者や観光客に対して、史跡価値や文化財への理解等を促し、モラルの向上を促すことも求められる。

(3) 異常が認められたときの対応

本市では日常的な管理において、本史跡を構成する環状列石や埋蔵文化財等に異常を発見した場合には、直ちにその状況を確認し、対応することとしており、今後も適切な対応を速やかに実施するよう努める。

(4) 災害対策

地震や台風、豪雨、落雷、干ばつ等の自然災害は、史跡の価値を構成する諸要素の損傷、倒壊、劣化、ひび割れ等のほか、土砂の流入、急傾斜地の崩落、地割れ等による遺跡の破壊をもたらす可能性もある。

また、本市は豪雪地帯に位置づけられていることから、史跡を保存管理する上で、雪害への対策は不可欠である。

本遺跡には以前からカモシカ・ウサギ・キツネ・タヌキが生息しており、それらの遺構への侵入が危惧された。近年では新たにクマの生息が確認され、人的被害への対策が必要となる。

(5) 景観保全

本史跡は、環状列石や埋蔵文化財の価値もさることながら、史跡からの優れた眺望が、祭祀の場として選地された特別な場所であり、特別な意味が与えられたと考えられる。よって、史跡に立った際に、史跡からの眺望や当時の植生を含めて、縄文当時の佇まいを想像させる雰囲気

気を作り出すことが、活用・公開にも重要であると考えられる。

本史跡の良好な景観を維持するためには、樹木等の病虫害被害に注意を払うとともに、中・長期的に、当時の植生の復元を目指した植栽計画の実施が求められる。

また、史跡周辺を含め、景観阻害要因への対応が求められる。

第3節 史跡周辺における保存管理の方向性

(1) 史跡周辺の設定

本史跡周辺の設定については、学術的な要素に加え、地元住民との調整や理解が不可欠である。

(2) 周辺地域の法規制

周辺地域を保護するために、景観計画や景観条例の適切な運用が必要であるとともに、市民や事業者が史跡保護の重要性を理解し、協力してもらうことが重要である。

(3) 住民生活との調整

本史跡においては、特に史跡周辺の一部に小ヶ田集落を含むことから、日常の住民生活を著しく妨げることはないよう調和を図ることが必要である。一方で、これまで国史跡指定や世界遺産登録に向けた取組みに主体的に関わっている地元住民も多く含まれることから、その信頼関係を維持しながら、適宜住民対象の説明会などを開催し、継続的に相互の理解を高めることが重要である。

(4) 関連団体との連携

本史跡周辺においては、都市計画法、農振法、農地法、航空法などの関連法令や今後運用を開始する「景観計画」及び市条例、県条例などにより、総合的な管理が行われることとなる。よって、北秋田市教育委員会が中心となりながら、北秋田市の他部局、秋田県や北秋田市地域振興局の関係部局と連携し、適切な保護を行う。

第4節 史跡周辺の具体的な施策

(1) 『伊勢堂岱遺跡景観計画』及び『北秋田市伊勢堂岱遺跡景観条例』の制定と運用

本史跡は、世界遺産暫定一覧表「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」を構成する遺跡の一つであり、他の遺跡の本保存管理計画との包括的な整合性や、史跡の周辺に行為規制を設けることが求められた。そこで、平成27年に『伊勢堂岱景観計画』を策定するとともに、『北秋田市伊勢堂岱遺跡景観条例』を制定し、景観計画区域での無秩序な開発や、行為の制限に該当する場合は、届出制をする運用を行うなど、特に史跡からの眺望が阻害されないよう、開発との調整を図る。

(2) 地元住民の合意形成

特に小ヶ田集落の住民に対しては、『景観計画』の施行により、緩やかな規制を与える可能性

もあることから、これまでの様々な協議や取組みと同様に、地元住民の方々との良好な合意形成に努め、その都度理解を得ることが不可欠である。

(3) 関連団体との連携・協働

これまでは、文化財保護の観点から、北秋田市教育委員会等が取組みを進めてきたが、今後は本史跡周辺における開発行為等の監視も求められることから、北秋田市教育委員会が中心になりながら、市長部局や秋田県等の関連団体等との連携を図るとともに、協働での保存管理が求められる。

第7章 今後の整備、公開活用の推進

第1節 基本方針

本史跡では、地域のシンボルとして誇りに思えるような史跡になるよう、以下のような基本方針を基に、積極的に整備・公開・活用を図る。

(1) 構成資産の関連性を考慮した普遍的価値の伝達

『整備基本計画』でも示された5M（メモリアル、モニュメント、メッセージ、マインド、メイク）を意識した整備・公開・活用に努める。

特に本史跡では、本質的価値を構成する「史跡の遺構・遺物の保護」と「史跡からの眺望」を重視することとする。

(2) 歴史的事実に基づく真実性の担保

史跡整備に際しては調査・研究をもとに学術的に考察された成果を反映させるなど、真実性の追究を行い、その担保を重視するものとする。

史跡内及び周辺の計画地の風致を保全するとともに、縄文時代の佇まいを創出し、歴史的景観を保全する。

(3) 適切な公開・活用施設の設置

平成28年度に伊勢堂岱縄文館が開館し、整備基本計画に則った整備が進められた。適切な公開・活用を目指し、史跡とガイダンス施設の回遊性や滞留性の向上を図るとともに、日常的な保存・管理や防犯対策を兼ねた、効率的で効果的な監視体制の構築に努める。

(4) 国内外からの観光客への対応

平成28年度に伊勢堂岱縄文館が開館したことと、世界遺産暫定一覧表「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」を構成する史跡の一つとして、登録推進活動が活発になることで、国内外からの来訪者や観光客の増加が予想される。

来訪者や観光客への適切なサイン計画の実施とともに、史跡価値や文化財への理解等を促し、モラルの向上を図ることも求められる。

(5) 市民参加の整備・活用

本史跡では、平成9年度以降、市民と行政の協働による公開・活用の取組みが行われている。今後も、市民ボランティア団体の構成員の減少や高齢化などの課題への対応を図りながら、体制の強化や充実に努める。

第2節 整備方法

本史跡では、「整備基本計画」を踏まえ、下記のような環境整備を実施する。

短期的には、平成19年度以降、史跡及び伊勢堂岱縄文館周辺の公有地化を行いながら、平成28年度の伊勢堂岱縄文館及び駐車場の開業・供用を目指して整備を進め、来訪者や観光客の受け入れを可能とする環境整備が整った。

また、史跡において、環状列石等の保存処理やモニタリングを行いながら、本質的な価値の維持に努めており、継続した取組みが不可欠である。

さらに、史跡周辺の植生について、20世紀に植林されたスギの間伐を行い、草地の仕上げとし、適宜落葉広葉樹の大木を緑陰と景観のために点在させる整備を進めてきている。

(1) 中期的な整備方法

史跡内では縄文時代当時の植生への復元を目指した取組みも継続的に行われている。

植栽計画は、中期的に、やや緩い斜面の、20m幅以降のスギ林についても、順次クリ、ミズナラの落葉広葉樹林に植栽を変更することとする。

また、平成28年度から、「景観計画」や「景観条例」の運用も始まったことから、本史跡の保護に加え、史跡周辺と一体となった景観づくりに着手する。

さらに、よりわかりやすいサイン計画の実施やSNSを活用した、情報発信に係る取組みの充実を図る。

(2) 長期的な整備方法

植栽計画では、急斜面に植栽されたスギ林は、伐採してしまうと、地面が崩壊してしまう恐れがあるため、間伐を行うように、適宜、林地に空地をつくり、光を入れることにより次世代の落葉広葉樹の育成を図るようにし、長い年月をかけて落葉広葉樹林に遷移していくようにする。伐採したスギはその場において、土留めとしての機能と腐朽により土壌を肥沃にする役目を果たす(図17)。

また、「整備基本計画」では、本史跡隣接地での第2期見学環境整備を想定している。将来的には、その隣接地における内容確認調査や公有地化等を見据えた、具体的な取組みを検討する。

第3節 公開活用の方法

本史跡では、本史跡の象徴である環状列石について適切な保存管理のもとで露出による展示を実施している。このことは、縄文時代の環状列石を往時の状態で見学することが可能で、活きた歴史学習の場を提供していると考えている。

本史跡では、今後、史跡の見学環境整備が整い、世界遺産登録に向けた取組みが進む中で、国内外の訪問客や観光客の増加も期待されることから、史跡の価値を認識してもらうための活用プログラムの充実に努める。また、総合学習や生涯学習で史跡と触れ合う場を提供するとともに、国内外の研究者に対しても学術的研究の場を提供し、より一層の活用を図ることが求められる。

(1) 学校教育における活用

本史跡の象徴である環状列石を露出展示している。このことは、縄文時代の環状列石を往時のまま見学することができ、子どもが理解しやすい形で、活きた歴史学習の場を提供している。

子どもたちが史跡を見学することで感動を覚え、地域に愛着を持ちながら成長することが期待されることから、市内の小学6年生と中学1年生時の教育プログラムに組み込まれている。

本史跡は、環状列石の数や規模、大規模な祭祀の場であったことなど、貴重な事例である。整備検討委員会委員には、考古学、植物・植生学、保存科学、生態学、環境教育学、博物館学、キャリアデザイン等の多様な分野の学識経験者に参加していただいております。今後も本史跡や縄文文化全般の解明に向けて、専門家や大学等専門機関との密接な連携が不可欠である。

(2) 社会教育における活用

本史跡が、理解されやすい形で、歴史学習の場を提供していることは前述したとおりであり、これは、国籍や年齢を問わないものである。

既に、市民ボランティア団体が発足し、生涯学習の一環として、本史跡の簡易的な整備や保存管理の取り組みを行っている。

今後も、市民ボランティア団体の強化を図るとともに、高齢者大学や出前講座等による生涯学習に触れる機会づくり、見学及びPR活動への主体的な関わりを促すものとする。また、伊勢堂岱縄文館における研修室等を利用し、学習・発表の場を提供するものとしている。

なお、大人は展示観覧料が有料である。このことについて、史跡伊勢堂岱遺跡整備検討委員会は、社会教育等への更なる活用の視点から、観覧料無料化を提案した。これに対し、北秋田市は平成30年7月から平成31年3月まで試験的に入館料の無料化を行ったところ、前年度と比較し、2倍以上の入館を記録したことから、条例を改正し、平成31年4月から無料化を実施する予定である。

(3) 観光振興

本史跡から約2kmの場所に大館能代空港が位置し、隣接地には秋田内陸縦貫鉄道の小ヶ田駅がある。さらに、日本海沿岸自動車道「鷹巣西道路」が整備中であるなど、当地は交通の要衝である。

国では、ビジット・ジャパン事業やインバウンド効果への機運が高まるとともに、世界遺産登録に向けたPR活動等が活発になり、今後は国内外からの観光客や来訪者の増加が見込まれる。

本市では、本史跡を観光振興の目玉となるコンテンツになるよう、さらに秋田県や県北地域の各自治体との連携を図りながら、本史跡の知名度の向上とブランド化を目指す。

(4) 現代に生きる史跡へ

かつて本史跡は、周辺地域を含め、大規模な祭祀の場であったと考えられており、それは「縄文のまつり」の場として存在していたことを物語っている。現代においてその地は、子どもから高齢者、ボランティア、国内外の観光客・来訪者、研究者等、国籍や年齢、目的、立場を問

わず集える場所を目指しており、「現代のまつり」の場に相応しい公開活用に取り組むものとする。

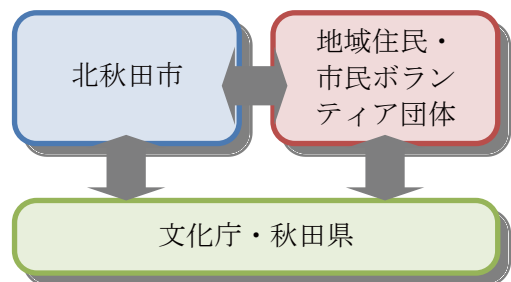
第8章 運営・体制の整備

第1節 保存管理体制の整備と役割分担

本史跡の確実な保存管理を推進するため、史跡を管理する北秋田市を中心とした組織体制を整備する。その際、行政だけでなく、地域住民等が保存管理や整備活用の様々な事業に積極的に参加できるプログラムを作成するとともに、文化庁及び秋田県、関連機関との連携を強化するように努める。

(1) 北秋田市

北秋田市は本史跡において、文化財保護法に基づく管理団体に指定されており、適切な保存管理が求められる。北秋田市教育委員会が史跡等の保存管理を調整し、調査、整備、活用、管理の各事業を主体的に実施する。



(2) 文化庁及び秋田県

北秋田市は、文化庁及び秋田県と緊密な情報交換を行い、史跡等の保存管理に関して助言を得るために、必要に応じて、財政的な支援を求めることとする。

(3) 地域住民・市民ボランティア団体

本史跡の保存管理に向けて、地域住民や市民ボランティアとの連携と協働が不可欠である。関連する諸団体は、常に情報共有を行い、本史跡の保護のために連携を図る。

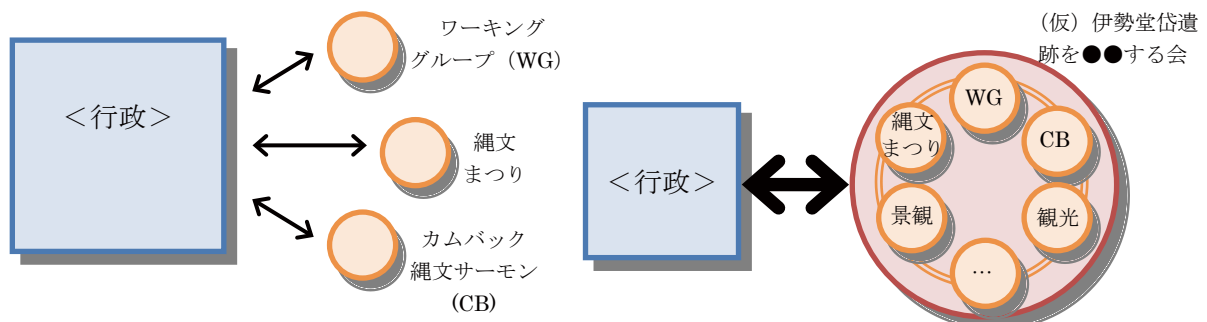
第2節 地域住民等と行政の連携・協働

これまで日常のガイドやイベント等の施策は、地域住民やボランティア団体などと連携しながら推進してきた。今後も、これらの事業を継続するためには、地域住民等と行政との連携・協働が不可欠である。

(1) 行動計画

○現状：行政主導、民間活力を一部利用

○中・長期的：民間が主体、行政による後方支援



(2) 目標の共有

市民との協働で大切なことは、日常のガイドやイベント開催にあたり、目標を共有することである。

- 行政は具体的なビジョンを提示する。
- 市民と具体的な目標を共有する。
- 目標実現に向けて具体的な施策をつくる。

第3節 地域住民の参加と仕組み

(1) 伊勢堂岱遺跡ワーキンググループ

これまで、伊勢堂岱遺跡ワーキンググループ（平成9年結成）が主体となり、本史跡に関するガイドや情報発信等の事業を進めてきた。一方で、団体メンバーの減少や高齢化等が課題として挙げられている。今後は、次世代を担う子どもたちを含めるなど、団体の維持・強化が求められる。

(2) 市民・行政の協働の具体例

北秋田市縄文まつりやカムバック縄文サーモンは遺跡ボランティアだけでなく、郷土史研究団体、漁業協同組合、陶芸教室等自主講座団体の協力を得て実施している。

(3) 現状と課題

これまでは本史跡の縄文文化の解明やそのPR活動等を中心に行ってきたが、さらに本史跡に関連する多岐にわたるテーマ、例えば、植生や河川環境の維持、景観保全、コミュニケーション、デザイン、サウンドスケープ等を新たに掲げ、それらに関心を持つメンバーを募るとともに、保存管理への実行力や決定権を持ち、より主体的に活動できるような環境整備に取り組む。将来的には、法人格の取得も含め、裁量や権限の幅を広げ、指定管理者制度等を活用できる団体に成長することも期待される。

第4節 持続的運営のための定期的確認

(1) 現状と課題

本計画の方針を進めるにあたり、環状列石及び配石遺構を中心に史跡内のモニタリングを実施し、変化を確認している。

今後の活用の進展や社会環境の変化により、本史跡を取り巻く環境は変化するため定期的の確認する必要がある。来訪者の数量変化・行動調査も実施する。

(2) 将来の展望

地域住民や市民ボランティア団体等を中心に、持続的な運営を推進するためには、目標の設定や計画の立案、取組みの分析と評価、課題の改善に向けたプロセスを実施するなど、いわゆるPDCAサイクルを回すことが有効であると考えられる。

例えば「市民ボランティア団体」は、定期的に総会を開催し、そこでの決定事項を共有した

取組みを徹底すること、「縄文まつり実行委員会」は新規性の視点を重視した事業展開とそれらを評価すること、「カムバック縄文サーモン」では、サケの放流数と遡上数の確認等、それぞれの取組みに対して、各自が設定した成果目標を定期的の確認することも大切になってくる。

また、本史跡に関連する多様なテーマに対応できる総合的・包括的な体制づくりを進めるには、定期的に各組織間での連絡協議を行う仕組みを確立し、本史跡に関わる各団体や参加者が同じ目標を見据え、その実現を目指す取組みを実施することが必要不可欠である。

第9章 事業計画の策定と実施

第1節 計画の策定・実施

本史跡において実施すべき施策は、①調査研究、②保存活用整備、③公開・活用の3点に分類できる。

整備は史跡の本質的な価値を確実に保存継承していくことを前提に、史跡の活用を図っていくことが重要である。

史跡の保存と活用を進めるにあたって、発掘調査などの調査研究は不可欠で、計画的かつ継続的な取り組みが必要である。発掘調査の情報に基づき整備を進める。本史跡は第1期整備は終了しているが、今後中・長期の整備を進めるにあっても、これまでの整備の考え方と同様に進めなければならない。

実施時期について、新たな検討課題等が生じてくることもあるため、必要に応じ継続的に取り組んでいく場合があることも想定しておく。

今後、事業の必要性、緊急性等について随時検証し、社会情勢や財政状況等も考慮しながら事業を推進していくこととする。

第2節 進行管理と見直しへの対応

本計画に関わる事業・取組みを具体化し、効果を発揮させるためには、本計画の進行管理を的確に行う必要がある。

そのプロセスでは、PDCAサイクル（計画・実施・評価・改善）の考えを取り入れ、計画的に事業・取組みを実施し、その中間点や終了時点などでは、達成状況あるいは課題の把握と評価を行い、事業の改善及び他事業への反映に努める。事業の進捗状況と本史跡をとりまく情勢の変化に合わせて計画の見直しも検討していく。

第10章 経過観察の実施

第1節 方向性

本史跡の適切な保存管理は、計画的な整備、保存管理、公開活用等を行うとともに、遺構・遺物、史跡、史跡周辺のそれぞれにおいて、開発圧力や環境問題、自然災害、観光圧力等から影響を与える要因を詳しく分析し、その監視と負の影響が顕在化しない方策を検討することが必要である。

整備検討委員会では、本史跡の保存管理計画や保存処理方法等について専門的な見地で検討した。今後も個別の助言・指摘を参考に、経過観察を実施するものとする。

第2節 方法と観察指標

(1) 保存

①環状列石（露出展示）

遺構、特に露出展示を行っている環状列石については、遺跡の価値に大きく影響を与えることから、継続的に経過観察を行うとともに、特段の考慮を必要とする。

○自然的要因

環状列石は露出展示のため、地震や台風、雨、落雷等により、礫への汚れや劣化、振動による列石の崩壊、礫表面の風化等が考えられる。特に、積雪寒冷気候の本史跡周辺では、積雪（凍結）で石に含まれる水分の凍結融解による亀裂や剥離、雪の重みによる石の崩落等への対応が求められる。

○生物による要因

生物による礫への影響として、地衣類や菌類の付着等による腐食や劣化、変色等が考えられる。

また、環状列石内にカモシカやクマなどの大型動物が進入することで、礫への悪影響が考えられる。さらに、モグラ・ネズミの掘削（営巣）による地下遺構の錯乱や、苔類の繁茂等による環状列石構築面から地下遺構への影響も想定できる。

○その他（観光圧力、人為的要因等）

観光客の増加等により、環状列石内への無断立ち入りによる遺構面の覆土の劣化や、盗難等による石の崩落、移動等の影響が考えられる。

②史跡全体

環状列石本体だけでなく、周囲の環境にも監視が必要である。史跡の価値を確実に保護するためには史跡に影響を与える要因を分析・監視し、悪影響を及ぼす可能性がある場合、その対策を講じる。

○自然的要因

地震や台風、豪雨などの突発的な災害で、史跡の法面崩壊が考えられる。特に、史跡より東側を北流する湯車川の史跡への侵食は注視が必要である。また、倒木に伴う根返などによる地下遺構への損害が想定できる。

○生物による要因

生物による礫への影響として、モグラ・ネズミの掘削（営巣）による影響や、樹木の根の成長による影響が想定できる。近年では、新たにクマの生息や、イノシシの分布北上が確認され、新たな問題となっている。

クマ（ツキノワグマ）は平成28年からたびたび目撃され、遺跡の公開を中止せざるを得ない状況が続いた。対策として庁内でクマ対策のためにクマ専門家や猟友会、行政などの有識者からなる「伊勢堂岱遺跡公開に向けた検討委員会」を設置し、対策を検討した。

遺跡はスギや草の刈り込みを行い見通しをよくし、森林との緩衝地帯を広げた。遺跡公開部分や伊勢堂岱縄文館は、周囲をクマ用の電気柵で囲み、監視カメラを設置した。公開再開のために、安全に遺跡を見学するためのマニュアルや、緊急連絡網をまとめ、ハード・ソフトの両面から対策している。

○その他（観光圧力、人為的要因等）

観光客の増加により、非公開地区への無断進入、史跡内での盗掘、車両の無許可進入などが想定され、地中に保護されている遺構や史跡全体への影響が想定される。

③緩衝地帯

本史跡の価値を保護するためには、史跡だけではなく、その周辺の緩衝地帯における負の影響への対応も不可欠である。悪影響を及ぼす可能性がある場合、その対策を講じる。

○開発圧力による影響

緩衝地帯における開発行為により、史跡視点場から白神山地等への眺望の阻害や、工事等による重機等の騒音の影響が想定される。

○その他（観光圧力、人為的要因等）

観光客の増加により、自動車やバス等による景観阻害、ゴミの増加・不法投棄、騒音、渋滞等の顕在化が懸念される。また、観光客向けの店舗建築や仮設建物等による景観阻害等も注視が必要である。

（2）活用

公開活用の視点では、今後も行政と市民ボランティア団体等の連携・協働のもと、「縄文まつり」や「カムバック縄文サーモン」等の取組みを継続する。また、学校教育や社会教育との関係及び観光振興への働きかけを見据えた取組みの充実につながる指標設定を検討する。

イベント開催においては、各実行委員会での目標や各種プログラムの検討、関連する団体やボランティア間での共有を図り、定期的な進捗管理を行う。また、取組みの終了後は、振り返りを行うなど、次年度を見据えた活動につながる指標設定を行う。

学校教育や社会教育に関する取組みについては、上位に位置する各種行政計画との整合性を図りながら、中・長期的な目標を掲げ、定期的の実現状況の監視が必要である。また、高齢者大学や出前講座の活用等につながる指標設定を検討する。

（3）整備

整備の視点では、「整備基本計画」の進捗管理を日常的に行い、遅延や想定外の事象が確認

された場合は、速やかな対応が必要とされる。また第1期整備後には、第2期整備を見据えた取組みも期待されることから、整備の適切な進捗管理につながる指標設定を検討する。

また、各種整備事業終了後、その整備された施設の長期的な修繕・保全につながる指標設定も考えられる。さらに、本史跡の適切な情報発信（パンフレット配布、HPアクセス、マスコミ出現）につながる指標設定を検討する。

(4) 管理体制

保存、公開活用、整備の継続的な実施は、行政と市民ボランティア団体等の連携が不可欠である。各種事業を担う各目標とその達成状況を把握できる指標設定も必要である。

また、構成する連絡協議会のような組織で、それぞれの取組みの成果を把握するとともに、全体としての達成状況を把握できる指標設定を検討する。



図25 電気柵配置図

史跡伊勢堂岱遺跡保存管理計画

発行年月日 平成31年3月29日

発行者 北秋田市教育委員会

〒018-3312 秋田県北秋田市花園町10-5

電話 0186(62)6618

印刷 株式会社 秋北新聞社

〒018-3323 秋田県北秋田市米代町1-48

電話 0186(62)1236
